

活動ハンドブック

◆このハンドブックには、おおぜいで活動するための組織運営の知恵と工夫が掲載されています。

活動の際の不安や疑問、組織をどのように運営したらよいか、地区・支部大会で決めた方針をどのように組合員活動の中で具体化していくかを考えるヒントがここにあります。

本冊とは別に各項目の詳しい説明資料を「資料編」、書式類を「書式編」、ブロック独自ルールや書式を「ブロック編」として生活クラブ埼玉 HP に掲載しています（巻末に資料編一覧と書式編一覧を掲載）。

2022 年度より、ブロックに予算や権限が大きく委譲されました。ルールや補助内容などブロックごとに異なる部分があります。

◆活動する時はこれらの資料を用意しましょう

- ① 地区・支部・ブロック大会議案書（常時必携です！！）
- ② 生活クラブ活動ハンドブック（この冊子）
- ③ 総代会議案書またはダイジェスト版
- ④ エコ制度ガイドブック

◆「ブロック編」に移行する資料・書式

<資料編（WEB）>

6. 拠点ルール・補助等

<書式編（WEB）>

7. 支部運営委員／ブロック会議メンバー 研修申請報告書

8. 拠点活動 関連書式の一部

くらぶルーム中期計画書（旧 2 カ年計画書）

くらぶルーム補助費（初期費用・賃借料）申請書

拠点冷凍冷蔵庫補助申請書

※個人情報の取り扱いに注意しましょう（詳しい内容は事務局にお問い合わせください）

2022年度版生活クラブ活動ハンドブック

発行日：2022年3月28日

発行責任：生活クラブ生活協同組合
理事会
狭山ブロック

生活クラブ生活協同組合・埼玉

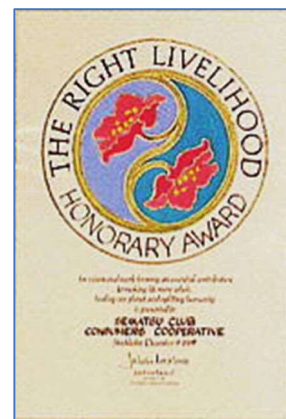
項目	頁
組 織 活 動	
1. 生活クラブ生協とは	2
【1】生活クラブは生活協同組合です	2
【2】協同組合とは	2
【3】生活クラブの理念と行動規範・各原則	5
2. 組織	7
【1】議決の流れと組合員の形態	7
【2】地区	9
【3】支部	9
【4】ブロック	12
【5】理事会	13
【6】監事会	13
【7】専従職員・共同購入ワーカーズ	13
3. 拠点政策の推進	16
【1】くらぶルーム	16
【2】生活館	16
【3】くらぶメゾン	17
【4】三富協同村	17
【5】デポー	17
4. まちづくり活動	18
【1】組合員活動支援制度「連（れん）」	18
【2】運動グループ	18
【3】地域協議会の開催	20
5. 仲間づくり（拡大）	21
【1】消費材でつながる仲間を増やす	21
【2】ともに活動する仲間を増やす	21
【3】サステイナブル フェス！	21
【4】イベント企画立てのポイント	23
【5】イベント保険の活用	24
【6】仲間づくりの活動ツール	24
6. 情報の共有	26
【1】生活クラブの情報媒体・ツール	26
【2】ソーシャルメディア利用の留意点	29
共 同 購 入 活 動	
1. 共同購入（利用結集）活動	30
【1】生活クラブの共同購入活動	30
【2】生産原価保障方式	30
【3】予約（食べる約束）をすることの意義	30
【4】生活クラブの消費材 10 原則	30
【5】自主基準	31
【6】消費材の主な流れ	31

項目	頁
共 同 購 入 活 動	
2. 共同購入活動の組み立て方とツール	32
【1】消費委員会の活動	32
【2】共同購入活動の組み立て方	32
【3】利用結集のツール	35
サ ス テ イ ナ ブ ル 活 動	
1. サステイナブル活動	42
【1】生活クラブのサステイナブル活動	42
【2】生活クラブのエネルギー7 原則	42
【3】サステイナブル活動の組み立てとツール	42
た す け あ い 活 動	
1. たすけあい活動	48
【1】生活クラブのたすけあい活動	48
【2】生活クラブの福祉・たすけあい8原則	48
【3】4つの「たすけあい活動」	48
2. エッコロ制度	49
【1】エコロ制度の目的	49
【2】エコロ会費	50
【3】エコロ予算	50
2. 共済（経済的支え合い）	52
【1】共済推進活動	52
【2】共済推進のための学習会	53
4. 地域コミュニティづくり	55
【1】子どもと子どもに関わる人の支援	55
【2】学びの場をつくる	57
【3】居場所とつながりをつくる	58
【4】共に考え行動する	59
5. 福祉事業（わ～くわっく）	59
【1】わ～くわっくの定義と理念	59
【2】わ～くわっくについて	59
6. エッコロ福祉委員会の活動	60
会 計	
1. ブロック・全体補助（負担）とは	62
2. 組合員活動費マニュアル	65
3. 「講師料・謝礼」の取り扱いについて	67
4. 「電子帳簿保存法」改正に伴う経費精算	69

生活クラブの活動は世界的にも評価されています。

THE RIGHT LIVELIHOOD AWARD 受賞（1989 年）

1980 年にユネスコ委員のヤコブ・フォン・エックスキュール氏によって創設されたライトライブリフッド賞は「もう一つのノーベル賞」と言われています。社会と環境を考えた活動、民主的な経営参加、たすけあいの仕組みづくりが評価されました。日本では生活クラブ生協と、1997 年に「ブルトニウムの危険性を世界中に警告した」として高木仁三郎前原子力資料情報室代表が表彰されています。

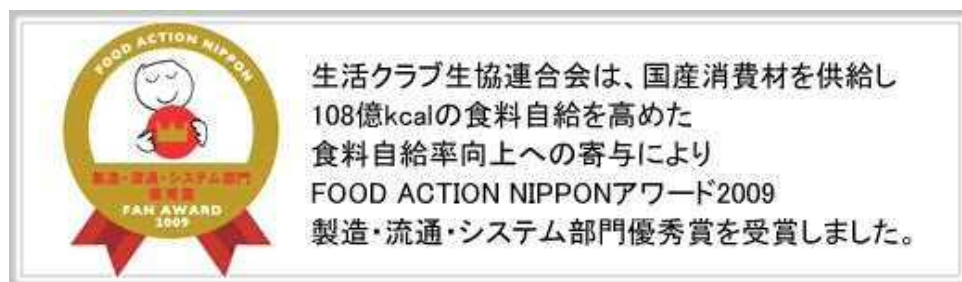


われら人間：50 のコミュニティ賞 受賞（1995 年）

国連設立 50 周年を記念し、非政府組織である「国連の友」によって 50 の模範的なコミュニティが表彰されました。このコミュニティは、国連にとって重要な 10 部門の活動において成功を収めている市民イニシアティブの例として世界中から選ばれました。この賞の目的としているコミュニティは「共通の連帯感を有し、場の感覚をもっている人々の集まり」と規定されています。生活クラブは「環境保護と持続可能な発展の部門に関連した活動において成功したこと」で選ばれました。生活クラブは消費者が家庭の中からの行動をとおして、自然と調和した社会の創造を開始することができるということを実証しています。



FOOD ACTION NIPPON アワード（2009 年）



2010、2013、2014 年も食料自給率向上へ寄与したことにより入賞しました。

第 6 回 環境省グッドライフアワード環境大臣賞受賞（2018 年）

環境と社会によい活動を応援するプロジェクトとして、社会をよくする取り組みを表彰しています。生活クラブは NPO・任意団体部門にて受賞しました。地球生態系のためのごみ減量のしくみ＝生活クラブの「グリーンシステム」が評価されています。



厚生労働大臣賞受賞（2018 年）

生協法制定 70 周年を記念し、消費生活協同組合、生活クラブ連合会と組合員役員に対して表彰されました。組合員と生産者との積極的な交流、組合員の参画、環境を守る活動、福祉において法の理念にのっとり健全な事業運営を行い、他の規範と認められる事が評価されました。

1. 生活クラブ生協とは

【1】生活クラブは生活協同組合です

1965年に「生活クラブ」として牛乳を共同購入したのがはじまりで、埼玉では1974年に「生活協同組合」として設立し、47年が経ちます。

現在、北海道から兵庫県までの1都1道2府17県に生活クラブは設立されており、組合員数は約41万人になっています。33の単位生協（単協）で、事業連合組織（生活クラブ連合会・生活クラブ共済連）が成り立っています。

（1）なぜ生活クラブが立ち上げられたのか

始まりは、安心な牛乳をまっとうな価格で購入したい、という願いでした。

当時は高度経済成長、商品の生産・流通は企業の独壇場で、価格も全国一律でした。化学調味料の使用が当たり前になり、公害・薬害の事件も起き始めていました。

牛乳をまとめて購入し、気持ちを同じくした有志に配達を続ける中で、素性確かな品物を求め購入していくことが、みんなの暮らしや社会を変えることに繋がる、その理念のもと生まれた組織が「生活クラブ」でした。

この過程で生産者と共に「生活する上で必要な材＝消費材」を作りあげてきました。

企業や行政が生活を基準にせず物事を進めることに異議申し立て（本当はこうしたら良いのではと提案）をしていく運動が、生活クラブの活動の原点です。

（2）生活クラブでできること～キーワードは「素性確かな」

消費者の権利は「買う(選ぶ)こと」と「買わない(選ばない)こと」。消費者の持つ購買力の結集（共同購入運動）により社会的発言力（おおぜいの意思）を持って、生産流通の改革をすすめてきました。私たちが生活クラブを利用することで、市販品の矛盾に対し私たちが「ほしい」品（消費材）をつくったり、地産地消を推進して食糧自給率の向上、非遺伝子組換え食糧の確保、食糧輸送による燃料やCO₂問題の解決、助け合いのしくみづくりなどを実現することができます。

また、おおぜいの意思を集め社会に訴えかけることにより、平和を希求していくことができます。

「安心して暮らし、生活する」視点から、私たちが「あったらいいな」と望むことの実現や、「いやだな、何とかしたいな」と思う課題を解決していくために、組合員みんなの力を集めましょう。

【2】協同組合とは

組合員一人ひとりがよりよい暮らしを実現するために「協同」し「たすけあう」しくみです。

共通する目的をもつ、個人あるいは事業者が集まり、民主的に運営・管理をしながら、営利を目的としない事業を行う組織です。

協同組合の定義（1995年 国際協同組合同盟総会）

組合員が共同で所有し民主的に管理する事業を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために、自発的に手を結んだ人々の自治的な組織

2016年11月30日ユネスコは協同組合をユネスコ無形文化遺産へ登録することを決定しました。「共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織であり、雇用の創出や高齢者支援から都市の活性化や再生可能エネルギープロジェクトまで、さまざまな社会的な問題への創意工夫あふれる解決策を編み出している」と評価しました。

全世界で展開されている協同組合の思想と実践が人類の大切な財産であり、これを受け継ぎ発展させていくことが求められていることを、国際社会が評価したものです。

（１）協同組合は組合員が主役です

組合員は自分自身の生活と環境をより良くするために、自分自身の資金（出資）によって、同じ想いの人と合意（運営）しながら、一人ひとりの力（利用）を集めて事業と生産を支えます。

協同組合は、一人ひとりが自立し主権を用いて、おおぜいと協同していく組織です（自主運営・自主管理）。また、自らの意思で加入・脱退することを尊重している組織でもあります。

（２）協同組合と株式会社やNPOとの違い

＊協同組合は一般企業のように利益を目的としていません。

＊協同組合は「一人一票」の原則に基づいて、平等な議決権が与えられ民主的に運営されています。

＊協同組合の組合員は、事業の利用者であると同時に出資者・経営参画者でもあります。

	協同組合	株式会社	NPO
目的	組合員の生産・生活の向上など	利潤の追求・株主への配当	公益の増進
根拠法	〇〇協同組合法	会社法	NPO法
組織者	組合員	株主	会員
事業	根拠法で限定	限定なし	根拠法で限定
出資者	組合員	株主	会員
利用者	組合員	不特定	不特定
運営参画者	組合員（代表する理事）	株主または株主代理人としての専門経営者	原則として会員
運営方法	一人一票	一株一票	格差設定も可能

●協同組合には農業協同組合、漁業協同組合など多様な種類があります。

（３）協同組合の原則

I C A（国際協同組合同盟）では、協同組合の価値を実践に移す指針として、7つの原則を示しています（I C A「協同組合のアイデンティティに関する声明」／1995年9月マンチェスター大会決議）。

第一原則：自発的意志に基づく自由な加入制度

第二原則：組合員による民主的管理

第三原則：組合員の経済的参加

第四原則：自治と自立

第五原則：教育、訓練および広報

第六原則：協同組合間協同の原則

第七原則：地域社会へのかかわり

詳細は資料編 1 をご覧ください。



（４）出資・利用・運営・・・ 協同組合を支える３つの柱

協同組合は組合員の「出資」「利用」「運営」によって成り立っています。

①みんなで「出資」

組合員は、自分たちの事業や活動を行うため、お金（出資金）を出し合います。この出資金により、事業が運営されています。なお、脱退する際には、出資金は全額返還されます。

健全で民主的な経営を行うためには、外部からの借入金をできるだけ減らすことが望まれます。生活クラブでは組合員一人ひとりが毎月 1,000 円の出資金を積み立てます。

②みんなで「利用」

共同購入で消費材を買ったり、さまざまなサービスを受けたりします。「利用する側」と「つくる側」で話し合いを重ね、売するための「商品」ではなく、使うための「消費材」を作り出しています。利用することで新しい消費材の開発を可能にし、生産者に対して安定生産、再生産を保障しています。みんなで作ってきた消費材を購入し、活用することが大きな活動のひとつです。

③みんなで「運営」

協同組合は「一人一票制」です。だれもが意見を出し合い、運営に参加する権利を持ちます。一人の声は小さいですが、みんなのおおぜいの声が集まると社会に訴えかける大きな力になります。

おおぜいの声を集めるには、主体的な組合員活動が必要となります。消費材を利用する、仲間を増やす、話し合いを重ねてお互いの理解・助け合いをすすめるなど、自分の地域をよりよくしていくために自分には何ができるのか、考えていきましょう。

（５）一人ひとりの声を上げる仕組み

①ひとことカード（組合員の質問・意見・要望など、個人の意思を示すツール）

・ひとことカードの目的

- 人材発掘** 消費材や活動に対する積極的な評価や改善提案をする人の把握、支部・ブロックからの積極的なフォローアップによる信頼獲得などで「つながる」機会を作る。
- 情報共有** 意見の内容・傾向から、支部内に、どのようなニーズがあるのか把握する
- 問題解決** 提出された意見の中から、支部・ブロックとして取組みが必要と判断する案件があれば、提案者と共に調査・提案など具体的な対応を検討し、問題解決を図る。

★用紙は、理事会発行の情報紙「COME ONかもん」に不定期に掲載

・対応

5つのカテゴリーに分類し下記の様に対応します。

①【消費材への意見要望】

- ・ブロック消費会議・支部で対応し、連合会消費材意見要望集約のタイミングに間に合うように単協意見の取り扱いを検討する。

②【消費材への質問】

- ・センター事務局・ブロック消費会議で対応する。

③【活動・システムへの意見（消費材以外）】

- ・内容により支部、ブロック、事務局が対応する。

④【活動・システムへの質問（消費材以外）】

- ・内容により支部、ブロック、事務局が対応する。

⑤【感想・メッセージ】

- ・事務局が送り先の組織・生産者へ届ける。

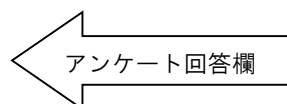
関連書式 2

ひとことカードは個人と支部・ブロックをつなぐパイプの役割を果たします。回答を支部・ブロックで共有して、ひとことカードを提出した人に丁寧に対応していきましょう。

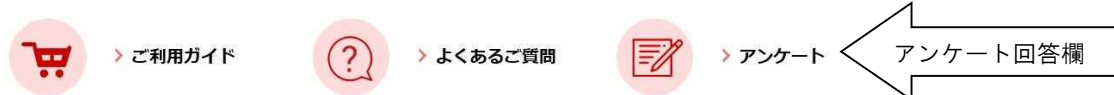
②OCR（注文用紙）・eくらぶを使ったアンケート

OCR（注文用紙）の表面下部のアンケート回答欄を使って、アンケート集計ができます。

1、OCR（注文用紙）アンケート回答欄



2、eクラブアンケート回答欄



関連書式 3

アンケートのすすめ方は資料編 2 をご覧ください。

【3】生活クラブの理念と行動規範および各原則について

(1)『生活宣言』（ブランド・ステイトメント）と「10のThink & Act」を生活クラブの活動の基本とします。

生活宣言（ブランド・ステイトメント）

生活することは、消費することです。“なにを”“どのように”消費するか、という選択は、そのまま、「どんな未来にしたいか」、「次の世代へ何を手渡したいか」へとつながっていきます。

私たちは、自然と共生し、食べ物（Food）、エネルギー（Energy）、ケア（Care）を出来る限り自給・循環させる「サステイナブル（持続可能）な生き方」を選びます。

いまを生きるいのちと次世代のいのちを、おなじように大切に考えて、すべての活動を行います。

生活クラブ行動原則 10 の Think & Act

- 1：食の安全にこだわります。
- 2：健康的な食べ方を大切にします。
- 3：国内自給力アップをめざします。
- 4：遺伝子組み換え作物を認めません。
- 5：有害物質ゼロをめざします。
- 6：自然資源を大切に使います。
- 7：ごみの削減に取り組みます。
- 8：原発のない社会をめざします。
- 9：おたがいにたすけあう社会をめざします。
- 10：自分たちで決めて、自分たちで実行します。

詳細 資料編 3

(2) 生活クラブは、F(食)、E(エネルギー)、C(ケア)の充実をすすめ、暮らしやすい持続可能な地域社会(FEC 自給圏)づくりをめざします。

様々な課題に対する方針を明確にするため、FEC 自給圏づくりに沿った3原則「消費材 10 原則」「生活クラブのエネルギー 7 原則」「生活クラブ福祉・たすけあい 8 原則」を制定し、組合員だけでなく生産者も批准しています。

3 原則 資料編 22・29・32

(3) SDGs (エス・ディー・ジーズ) と生活クラブ 2030 行動宣言

世界では格差と貧困、高齢化や人口増加、生態系を維持できないほどの大量生産と消費、気候変動など、様々な困難な問題が起きています。この人間活動を主な原因とする諸問題を根本的に解決することを目指した、世界共通の目標です。

2015 年に、2030 年までに世界が達成すべき 17 のゴール*と 169 のターゲット*からなる持続可能な開発目標 (SDGs: SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS) が国連で定められました。

※17 のゴール：重要項目ごとの到達先を示した地球規模レベルでの目標を意味する。

- ①貧困をなくそう ②飢餓をゼロに ③すべての人に健康と福祉を
- ④質の高い教育をみんなに ⑤ジェンダー平等を実現しよう
- ⑥安全な水とトイレを世界中に ⑦エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
- ⑧働きがいも経済成長も ⑨産業と技術革新の基盤を作ろう
- ⑩人や国の不平等をなくそう ⑪住み続けられるまちづくりを
- ⑫つくる責任・つかう責任 ⑬気候変動に具体的な対策を ⑭海の豊かさを守ろう
- ⑮陸の豊かさを守ろう ⑯平和と公正を全ての人に
- ⑰パートナーシップで目標を達成しよう

※169 のターゲット：地球規模レベルでの目標を踏まえつつ、各国の置かれた状況を念頭に、各国政府が定めるものであり、達成時期や数値を含むなど、より具体的な到達点、ないし経過点を意味する。



生活クラブでは、2018 年度から SDGs 達成貢献のための検討をすすめ、2020 年 6 月の連合総会で「第一次生活クラブ 2030 行動宣言」を採択しました。現在、第二次案を討議中です。

行動宣言には 8 つの重要目標があり、そのどれもが日々の選択や



一歩踏み出すことで達成に近づく目標です。生活クラブに関わるみんなでサステイナブルな未来をつくっていきましょう。

行動宣言の詳細は生活クラブ連合会 HP をご覧ください。

（４） 2030行動宣言レポート（旧 Think & Act データブック）

「生活宣言と 10 の Think & Act」に沿って年度ごとの活動の成果をまとめたもので、毎年 12 月に発行されていました。2021 年度から「第一次生活クラブ 2030 行動宣言」に即した 8 つの重要目標に沿って、目標と達成実績が掲載されています。

8 つの重要目標それぞれのテーマに合った SDGs の項目もマークで表されています。



レポートは連合会 HP でも閲覧できます。トップページで内部検索をかけてください（【メニュー＞生活クラブについて＞理念・ビジョン】でもアクセス可）。組合員にもそうでない方にも生活クラブの活動を知ってもらうのに有効なツールです。印刷するなどして、活用してください。

（５）中期計画と次年度方針の策定

様々な社会情勢を踏まえた上で、生活クラブ埼玉が何を目指していくのか、どの様に行動するのか等、5 年ごとに中期計画を立て、それに沿って組合員活動を実施します。2021 年 6 月の総代会承認をもって第 7 次中期計画がスタートしました（2021～25 年の 5 カ年計画）。ブロックは、2022 年度からブロック中期計画が始まります。

中期計画を基に次年度の基本方針を策定します。

本年度の活動報告と次年度方針をまとめた策定資料は理事会が素案を作り、生活クラブ埼玉の議案書になります。また、支部・ブロックの議案書の参考資料としても活用します。

中期計画も策定資料～議案書も、組合員が意見を出し合い、みんなで作り上げていきます。

詳細 資料編 4（第 7 次中期計画ダイジェスト版）

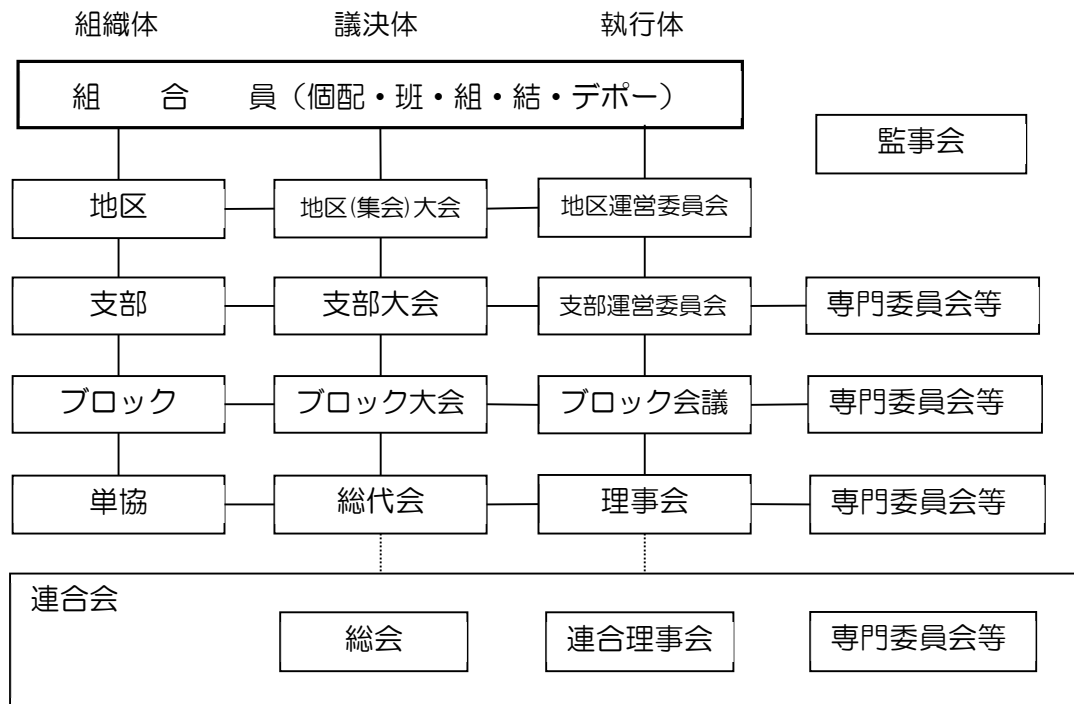
2. 組織

【1】議決の流れと組合員の形態

（１）組合員主権のしくみ

埼玉単協の年間の活動方針は、「生協法」で定められた生活協同組合の最高議決機関である総代会で決定します。地区での議決機関は地区大会、支部では支部大会、ブロックではブロック大会となります。

各大会で決定した目標をそれぞれの議案書に反映し、それをもとに単協全体の年度方針を決定していくことで、組合員全員が組織決定に参加するしくみになっています。



組織体	議決体	執行体	活動内容
地区（地域）	地区大会（開催方法は地区で決める）	地区運営委員会	自主運営・自主管理と協同を学ぶ場。地区・支部・ブロック・全体で決めたことを、地区で具体化する場。
支部（行政区）	支部大会（1人1票制を尊重する）	支部運営委員会	行政区を基本に全体方針の共有と地域固有の課題解決をすすめる。地域で出会いと学びの場をつくる。支部方針に基づき活動の具体化をすすめる。
ブロック（複数行政区）	ブロック大会（ブロック総代（支部組合員代表）が議決権を持つ）	ブロック会議（支部長、ブロック役員、ブロック事務局で構成）	地域課題や単協共通政策を踏まえた地域政策の策定実行、支部活動の自立活性化の支援を行う。ブロック方針に基づき、活動やブロック予算の管理、運用、執行などをすすめる。
単協（埼玉）※「全体」と表現される。	総代会（総代（支部組合員代表）が議決権を持つ）	理事会	埼玉全体である活動、経営数値と運動数値の調整に関わる提案を行う。連合・生産者・各関係機関との連携をすすめる。

（2）組合員の形態

加入形態で権利や責任が変わることはありません。

全ての組合員が利用・出資・運営に参加します。

①配送組合員

- ・**個配：1人** 1回の注文金額が3,000円（税抜）未満の場合は、個別システム手数料が150円（税抜）がかかります。加入後8週間はお試し期間として注文金額に関わらず個別システム手数料はかかりません。
- ・**共同班：4人から** 注文金額の多少に関わらず、個別システム手数料はかかりません。配送コスト面の優位性から4%還元が受けられます（一部消費材を除く）。
- ・**組：15人から** 個別システム手数料・還元については班と同様。

関連書式 4	組の運用規定 資料編 5
--------	--------------

- ・結：300 人前後の大きい組 生活クラブの活動拠点の一つ、くらぶメゾンにて運営されます。
個別システム手数料・還元については班と同様。

- ②デポ（店舗）組員 デポ組員は一つのデポに登録します。
登録したデポでは、デポカードを使って購入ができます。

【2】地区

地区の運営

- ①身近に集える範囲を基本に、自主運営・自主管理の実践と協同を学ぶ最小単位として位置付けます。設置は支部内で決定します。
- ②必要に応じ、地区の活動費を組員から集めます。金額は地区が決めます。
- ③地区運営委員会を形成し、地区代表を置きます。
- ④委員は執行を委任されますが、活動の主体は全組員です。
- ⑤地区大会（集会）を開催し（大会成立基準は地区独自に決定）、地区の活動方針を自主決定します。
- ⑥地区の活動方針に沿った企画や課題の解決について地区会議で討議します。合意できたことはみんなで実行し、その結果を共有します。
- ⑦支部に対して提案権を持ちます。

【3】支部

（1）支部の運営

- ①支部は、生活クラブの事業経営と運動を担う自主運営・自主管理の基本単位とし、消費材を使って仲間を増やすことに目標をもって取り組みます。また、地域に根差した組織として、人と人、行政や地域団体、「連」等を含めた出会いと学びの場を作り、生活クラブの価値を地域に発信します。必要に応じて支部の活動費（支部費）を組員から集めます。金額は支部で決めます。
- ②支部運営委員会を形成し、支部代表を置きます。
- ③委員は執行を委任されますが、活動の主体は全組員です。
- ④支部大会を開催し（大会成立基準は支部独自に決定）、支部の活動方針を自主決定します。
- ⑤支部の活動方針に沿った企画や課題の解決について支部運営委員会で討議します。合意できたことはみんなで実行し、その結果を共有します。
- ⑥運営委員の中で担当を決め、ブロックの専門委員会へ参加し、情報を共有します。

＜狭山ブロックルール_2022. 02＞

- ①支部の活動費としてブロック予算から「組員活動費（供給高をベースに毎年ブロック会議で決定）」を配分します。
- ②支部や連等の組員活動組織が主体的に地域課題を解決する活動支援と、もともとの予算では賄いきれない企画の実行を目的に、「チャレンジ予算」を利用することができます。ブロック会議にチャレンジを提案し承認を受けた上で、執行金額を決定します。

- ③仲間づくり、共同購入、サステナブル活動について、ブロックで決定した特定の活動を実施する際、申請によりブロック予算が活用できます（ブロック予算地域活動枠）。対象となる項目や金額については毎年のブロック会議で決定します。

関連書式 「狭山ブロック予算使用 申請書&報告書」

（２）支部はブロック・理事会に対して提案権を持ちます。

提案書の書式を使って、支部がやりたいことを伝えます。

①ブロック・理事会の予算補助を希望する場合

題目を「提案書」とし、提案の内容・目的・目標等を書き込みます。

理事会への提案はブロック会議での承認が必要です。ブロック企画会議までに提出しましょう。

②支部の議案書に記載されていない、対外的に法人名「生活クラブ生活協同組合」を使用する企画を開催する（した）場合

題目を「報告承認」としてブロック会議で確認後、理事会に提出します。

関連書式 6

（３）地区大会（集会）・支部大会の執行

①議案書の作成

《作成スケジュール》

議案書は2週間前までに組合員に届くようにスケジュールを組んで作成します。議案書の原稿は刷上り10日以上前にブロック事務局に届けます。地区・支部数の多いブロックでは印刷が集中しますので、事前に作成日程を事務局と確認します。

《活動報告・会計報告》

活動報告は、方針に対しての成果と課題の整理です。具体的な活動内容や数字があるとわかりやすくなります。

《活動方針》

地区・支部大会では、「何を目的にどのような活動をするか」を話し合えるようにします。全体やブロックの予算は各地区・支部大会の「拡大と利用目標」を基にしています。拡大数は加入数と純増数で、利用目標は班と個配を合わせた月当りの金額を記載します（必須項目）。

関連書式 5

②活動の具体化

《年間計画を立てる》

地区・支部大会の決定に基づき、年間活動計画（料理講習会、学習会、交流会、まつり、展示説明会、上映会、など）を立てます。

さらに、おおぜいの組合員が参加予定を立てやすくするためにも、具体的な3ヶ月計画を立てます。利用・仲間づくりの目的を明確にし、前後の活動の組み立てを行います。

《中期計画を立てる》

くらぶルームを持つ支部は中期計画策定します。それ以外の支部も中期計画を立てることで、活動の継続性が維持できます。「こんな地域にしたい」「くらぶルームや組を設置したい」「組合員を〇〇人にしたい」などです。ワーカーズや市民ネット（後述）などとも協力して、自分たちのま

ちづくりをイメージしていきます。

地区・支部大会で決めることにより、年間計画や3ヶ月計画を共有しやすくなります。

（４）地区・支部運営委員会の執行

①合意の形成（会議の進め方）

役 割 ：議長、書記の選出を行います。

タイムテーブル：開始・終了時刻、議題ごとの時間配分を決めます。

レジュメ：その執行体の「長」（代表）が用意し、読んでわかる報告などは資料添付します。

遅刻・早退：遅刻・早退・欠席の有無に関わらず、時間通りに開始します。

空席時間の内容は本人が長と確認するようにします。

報 告 ：まず全員から役割にそって報告を受けます。（目安は1人約2～3分）

討 議 ：提案の主旨を明確にし、結論は最後に復唱して確認をとります。時間割にしたがって打ち切る場合は、問題の扱い方をはっきりさせます。

まとめ ：決めたことを再度確認します。

<目的、目標、いつ、どこで、誰が、誰に、どうやって>

項目整理：a 別の執行体へ提起

b 専門委員会へ

c 事務局へ

d 当会議の次回討議事項へ

e 班・地区固有の問題

f その人個人の問題

会議報告書の作成：議題の主旨・主たる意見・結論を記録し、事務局に提出します。

ニュース：決定事項を地区・支部機関紙などで伝えます。

関連書式 6

②活動の点検

目的の設定：「何のためにその活動をするのか」が一番のポイントとなります。

目 標 ：「〇〇人集める」「〇ヶ所でやる」具体的な目標を決めます。

実施方法：「どこで決めたことか」をはっきりさせ、「内容や準備作業」「どんな資料や道具を使うのか」について、話し合います。

成果の確認：「〇〇人集めた」「〇人加入した」など、目標に対しては具体的に、また目的についてもどうだったか検証します。

課 題 ：「準備不足でできなかったこと」「目的と内容のズレがあったこと」などを確認し、次の活動に役立てます。

その他 ：「特筆すべきこと」「みんなに知らせたい出来事」などを整理します。

ニュース：終了後早い時期にニュースを作成し、よりおおぜいに知らせることで共有します。

（５）支部運営委員研修<狭山ブロックルール_2022.02>

年度のスタート時に、運営委員の親交を深め、支部大会で決めた活動計画(方針)をじっくり話

し合う機会とします。

支部運営委員全員が「何のために」・「どうやって」目標を達成するのかを共有していることは、重要なことです。

例えば・・・

- ・ 協同組合における出資・運営・利用とは？
- ・ なぜ仲間づくりをするの？
- ・ 支部大会議案書、ブロック大会議案書の読み合わせ
- ・ 具体的な年間活動計画の作成・活動ハンドブックをおさらいする
- ・ エッコロ制度や生活クラブ共済、CO・OP 共済について学習する などなど

支部が認めた運営委員以外の人も参加できます。メンバーの都合にあわせて一泊二日、日帰り企画など考えましょう。

関連書式 ブロック編 補助については末尾の会計「全体ブロック補助の表」

関連書式 7 支部年間活動計画表（支部研修用）

【4】ブロック

（1）ブロックの運営

- ① 配送センターごとにブロックが設置されています。現在 6 センター6 ブロックで、組合員人数や配達コースにより職員が配置されています。
基本的に配達・組合員対応はブロックで完結します。
- ② ブロックは生活クラブの運動と事業を担う基本組織である支部の連合体と位置付けます。ブロック役員を置き、支部を中心とした組合員活動のサポート、支部間の調整、単協全体活動と支部活動の調整と共有機能を役割とします。また、支部の連帯による自立した主体的組織として、支部を超えた地域課題と単協政策を踏まえた地域政策を策定し実行します。
- ③ 支部の自主性を尊重しながらブロック予算を活用し、運営します。
- ④ 支部代表、ブロック役員、ブロック役員兼任理事、担当職員でブロック会議を開催し、支部と全体の活動の調整・情報共有をすすめます。
- ⑤ ブロック大会を開催し、ブロックの活動方針を決定します。ブロック中期計画を策定します。
- ⑥ ブロックの活動方針に沿った企画や課題の解決についてブロック会議で討議します。合意できたことはみんなで実行し、その結果を共有します。
- ⑦ 理事会に対して提案権を持ちます。理事会への提案はブロック会議での承認が必要です。
- ⑧ 単協共通政策として FEC 専門委員会をブロックに設置します（デポー設置ブロックはデポー委員会含む）。F=ブロック消費委員会、E=サステイナブル委員会、C=エコロ福祉委員会など、名称はブロックで決め、交通費、昼食費の補助があります。その他、必要に応じてブロック会議や専門委員会の下に実行委員会等を設置し新たな組合員の活動参加の場づくりに生かし、おおぜいの組合員と共に活動をすすめます。
- ⑨ 2022 年度からブロック役員は、各政策委員会の正式メンバーとして活動をすすめます（情報政策委員会は引き続きオブザーバー参加）。
- ⑩ 単協全体で進める共通政策に関わるものを除き、地域事情にあった運営ルールをブロック裁量で設定し運用することを組織運営ルールの基本とします。使途を限定していた活動費を「ブロック

予算」として一元管理し、使途と執行ルールおよび予算はブロック大会で決定します。

（２）ブロック大会の執行

ブロック大会では、「何を目的にどのような活動をするか」を話し合えるようにします。
ブロック議案書に、ブロック、各専門委員会、ブロック会計の報告と方針をまとめます。
ブロック大会の議案についてはブロック総代（各支部から複数名）が議決権をもちます。

（３）活動理解促進、スキルアップ研修＜狭山ブロックルール_2022.02＞

必要に応じて協同組合および生活クラブの理解促進のための研修、スキルアップ等を目的とした研修をブロック会議で検討し、実施します。

【５】理事会

（１）理事会の運営

- ①埼玉の経営の担い手であるブロックの連合体と位置付けます。
- ②理事は埼玉全体の方針提案と合意形成、福祉事業やデポー事業等の全体ですすめる活動の推進、生産者や外部団体への働きかけと連携（社会化）、生活クラブグループ間の連携した活動、ブロックの事例共有を役割とします。
- ③埼玉全体ですすめる活動を執行する機関として政策委員会（共同購入・サステイナブル・たすけあい・デポー・情報政策）を設けます。各政策委員会及びエコロ委員会は、理事とブロック役員で構成します。
- ④各ブロックから２名の理事（ブロック役員兼任理事：地方区）を選出します。理事長、副理事長２名、常勤理事３名は、全体区として、全体から選出します。
- ⑤理事、監事、担当職員で理事会を開催し、支部・ブロックと全体・連合の活動の調整・情報共有をすすめます。

（２）総代会の開催

埼玉単協議案書に、理事会、各政策委員会、単協会計の全体報告と方針をまとめます。
理事会の議案については総代（支部単位で選出）が議決権をもちます。

【６】監事会

監事は全体方針の執行が各機関において適正に行われているかどうか、理事会から独立した立場に立って審査します。ブロックが自立した主体的組織となることから、ブロック監査の実施を検討します。

【７】専従職員・共同購入ワーカーズ・デポーワーカーズ（配送・デポー・事務局）

職員は、組合員の行う大会や総代会決定に基づき、以下のような業務を委任され執行しています。

職員は組合員活動に対しての決定権はありません。組合員が決定した約束事に即して対応しています。しかし、組織が活動を継続していく上で重要な位置に立ち、アドバイスやサポートは積極的に行います。

(1) 職員の役割

- ①組合員活動がスムーズに運営できるように資料作成、情報収集、分析を行い、必要に応じて具体的な活動企画を組合員組織に提案します。
- ②組合員組織が自主的・自発的に運営・管理できるようサポートします。
- ③資金・施設・車両・設備等、組合員の財産を保全・管理します。
- ④共同購入システムに則り、申込用紙配布、回収、集計・発注・集金、配達を行います。

(2) 共同購入ワーカーズ

組合員への配送と組合員対応を含む業務の一部を担っています。

各センターのワーカーズの名称は、以下の通りです。

狭山：クローバー/所沢：ハニーBee/川口：わかば/越谷：そら/大宮：SOU（走）/熊谷：つくし

(3) デポーワーカーズ

デポの業務は組合員対応も含めデポーワーカーズが担っています。

各デポのワーカーズの名称は、以下の通りです。

デポー浦和：つきうさぎ / デポー所沢：WAC（ワック）（予定） / デポー越谷：ふくの輪

(4) 組織の協業と分業

（2006年11月理事会）

	内容	組合員	事務局
全ての活動に 共通	企画・立案の作成及び決定	○	
	方針の具体化に向けて提案	○	
	資料作成		○
	実態調査(内・外)	○	○
	活動のための事前準備(広報・組み立て・ブレ企画)	○	
	活動の実行・促進(呼びかけ)	○	
	活動の後処理(整理など)	○	
	総括(結果の把握、改善、次回への提案)	○	
	活動計画の作成と達成	○	
	活動や会議の報告・共有	○	○
	企画・立案の進捗管理	○	○
	活動意義を伝える	○	
	活動や作業の専門性と継続性の確保		○
	配達時や委員会での呼びかけ		○

	生協車両を使用した運転		○
組織拡大活動	ちらし配布	○	○
	戸別訪問	○	○
	展示説明会	○	○
	加入したい人の対応	○	○
	説明後のフォロー	○	○
	加入後対応	○	○
利用結集活動	消費材やサンプルの注文	○	
	消費材への意見・要望集約(クレーム含む)	○	
	消費材への改善提案	○	
	生産者見学・交流会の申請	○	
	生産者見学・交流会手続き・準備	○	○
	事故品への対応		○
共済・福祉活動	エコロサポートの要請対応	○	○
	エコロのコーディネート	○	
	エコロサポーターリストの作成・配布		○
	福祉事業への参画	○	
	福祉事業に関わる調整		○
	福祉事業の日常業務		○
	CO・OP 共済の加入呼びかけ・説明	○	○
	CO・OP 共済金の給付に関する手続き		○
情報・広報活動	機関紙の発行のための原稿依頼	○	
	機関紙の発行のための取材	○	
	機関紙の発行のための編集	○	
	機関紙の発行のための校正	○	
	機関紙・組合員ニュースの印刷・帳合・配布		○
	業務ニュースの作成・印刷・帳合・配布		○
	埼玉カタログの取材・編集	○	○
	埼玉ホームページ・メールマガジン作成・配信		○
追加;その他の活動	組合員活動拠点の管理	○	
	本部・センターの管理		○
	共有財産・備品の管理		○

3. 拠点政策の推進

【1】くらぶルーム・生活館・くらぶメゾン

共同購入を核としたまちづくりの拠点として位置づけます。共同購入は、生活クラブの活動と事業を両立させる生活クラブの基本です。素性が確か安心して利用できる食材がほしいという共通の価値観で人がつながります。

共同購入の姿を地域に見せることによって生活クラブを「見える化」することができます。共同購入を拠点の核に置きながら、様々な密度で人がかかわり、支部や地域の人が生活クラブの拠点を「私の居場所」と感じられることを目指します。「共同購入」で「にぎわい」をつくり、「社会的機能」を果たすことを各拠点に共通する政策とします。

（1）くらぶルーム＜狭山ブロックルール_2022.02＞

- ・支部の持ち物です。共同購入を核としたまちづくりの拠点であり、地域に貢献できる「居場所」とします。
- ・設置についてはブロック会議決定とし、ブロック予算管理とします。支部ごとの設置のほか、2支部以上の合同設置も可能とします。
- ・くらぶルームは組の設置と中期計画の策定を共通ルールとして、設置・移転・撤退ルールについてはブロック独自に決めます。ブロックでルールが制定されるまでは、全体ルールを踏襲します。
- ・53支部中21支部、23か所で開所しています（2021年2月現在）。

関連書式8 くらぶルーム利用状況報告書

- ・毎日開所する事で「にぎわい」を作り出します。（20日/月の開所を目指します。）
- ・支部2ヶ年計画を2年毎に更新し、拠点をどのように活用していくのか、支部組合員間での共有をすすめます。
- ・よりおおぜいの支部の組合員が、拠点活動に関わりを持てる事を目指します。
- ・運営については関係団体による運営委員会を設置します。

*第7次中期計画で提案する拠点活動方針に基づき、くらぶルームはブロック予算に基づく新たな運営ルール開始に向けブロックで設置・撤退を含む独自ルールの検討をすすめることになっていますが、狭山ブロックでは2022年度も現行ルールを継続し、2022年度以降に独自ルールを検討します。

各くらぶルーム情報、運営ルール・補助等詳細／2ヶ年計画書式・補助費申請書等 ブロック編

（2）生活館

- ・埼玉全体の持ち物です。主に物流センターの移転跡の建物を改修して組合員活動スペースとして活用しているセンターを「生活館」に名称変更しました（1999年～）。

共同購入を核としたまちづくりの拠点であると同時に、生活クラブの福祉政策に基づいて、自分たちの暮らしを豊かにし安心して暮らせる地域づくり「市民参加によるまちづくり構想」の拠点としています。

- ・毎日開所する事で「にぎわい」を作り出します。（20日/月の開所を目指します。）

- ・支部・地区組織、生活館管理者、組の代表者、生活館を活動拠点とする他団体とともに生活館運営委員会を設置し、運営ルール決定や活用の豊富化などをすすめます。
- ・生活館運営委員会・支部・ブロック・理事会による生活館協議会を持ち、「まちづくり構想」の具現化をすすめます。
- ・生活館のある支部では、当該地区以外は、くらぶルームの設置を可能とします。
- ・狭山、所沢、草加、北本の4か所で開館しています（2022年4月現在）。

関連書式8 生活館利用状況報告書 各生活館の情報、運営ルール・補助等、詳細 ブロック編

（3）くらぶメゾン

- ・ライフスタイルの多様性をできる限り吸収しつつ共同購入を核としたまちづくりを進め、多くの組合員や地域の人が協同して地域の課題を解決に導く場となることを目指します。
埼玉が取り組んでいる「組」や「くらぶルーム」、運動グループ（生活クラブ、市民ネット、ワーカーズの協議会）や地域のNPO、ボランティアグループ、環境・福祉・平和・教育などのグループとの協同の経験と力量を生かし、地域に発信する機能を高め「地域協同社会づくり」を目指すための拠点としています。
- ・月曜日から金曜日まで、毎日メゾンで共同購入「結」を開所しています。「結」の運営と業務は各メゾンの結ワーカーズが担っています。

（各メゾンのワーカーズの名称 鶴ヶ島：a.n、志木：樹）

- ・鶴ヶ島、志木、2か所で開所しています（2022年3月現在）。

関連書式8 メゾン利用状況報告書 各くらぶメゾン情報、くらぶメゾン構想とルール ブロック編

【2】^{さんとも}三富協同村

- ・都市近郊農業の持つ多面的価値を活用した未来をつくる拠点と位置付け、新協同村構想に基づき活動します。

埼玉県南西部の4市1町（川越市・所沢市・狭山市・ふじみ野市・三芳町）にまたがる三富地域は江戸時代の農作物生産基地でした。平地林（ヤマ）の恵み（落ち葉堆肥等）を畑に施し作物を作る、320年以上続く循環型農業が行われています。

その三富（さんとも）の地に、遊び仕事の拠点、人が交流する拠点、未来を作る拠点となる「農」を中心に据えた埼玉単協の協同村を作ります。

狭山市にある平地林約7,000㎡を生活クラブが保有しています。また、所沢市内の農地を農家から借りています。その平地林（どんぐりヤマ）では協同村運営委員会のイベントだけでなく、ブロックや支部、連の活動でも、ルールに基づいて、活動舞台として使えるようにしていきます。

協同村のコンセプト 資料編7 関連書式36 二次構想反映予定

【3】デポー

様々な出会いから新しい可能性を生み出し、組織政策・共同購入・地域社会に貢献する拠点とし

て、埼玉単協のデポーを作ります。デポーの組合員対応も含めデポーワーカーズが担います。

埼玉のデポー：

デポー浦和（浦和区） / デポー所沢（所沢市） / デポー越谷（越谷市）。

デポーワーカーズの名称：

デポー浦和：つきうさぎ / デポー所沢：WAC（ワック）（予定） / デポー越谷：ふくの輪

4. まちづくり活動

私たち組合員が力を合わせて、より良い暮らしを実現していくためにまちづくり活動をします。

「人まかせにしない」生活を自治する組合員として、環境や福祉などを考え地域の仲間（連・生活クラブ運動グループ等）と共に、FEC ネットワークづくりに取り組みます。

【1】組合員活動支援制度「連（れん）」

組合員活動支援制度「連」は、組合員が支部を越えて自主的に興味、関心によって集う活動です。

組合員が3人以上集まれば連を作ることができます。組合員でない方も参加できます。

地域社会において多様なつながりが再生・創造されることを目指しています。

関連書式 9 運営ルール・補助等、詳細 資料編 8

【2】運動グループ

（1）埼玉ワーカーズ・コレクティブ連合会

①ワーカーズ・コレクティブ（W. C o）とは

自分たちで出資し、話し合い、雇われるのではない平等な立場で事業・活動をすすめる働き方です。地域に必要な機能として、「食」「環境・リサイクル」「福祉」などの様々な事業を生み出しています。

地域の課題やニーズに対して、「自らつくる働く場」として、多様なワーカーズづくりをすすめています。

- ・県内で45団体のワーカーズ、2団体の準備ワーカーズが活動しています（2021年2月現在）。

関連書式 10 ワーカーズ・コレクティブ一覧、利用の詳細 資料編 9

②ワーカーズ・コレクティブへの広報支援ルール（2019年12月度理事会確認）

- ・活動紹介までの広報協力を行います。
- ・支部とワーカーズ双方で活動連携が明文化されている場合は事業に関する（メンバー募集等）広報協力を行います。
- ※業務委託ワーカーズは生活クラブの事業委託をしているためこの限りではない。
- ・組合員へ広報する場合、印刷物を配達便で使用する場合は、支部運営委員会の承認を取ってから配布する。
- ・印刷経費はワーカーズ負担。
- ・ワーカーズ準備会については別途生活クラブが支援を行っています。

③ワーカーズ運動について学ぶ学習会が開催できます。

- ・ワーカーズ運動とは、ワーカーズの運営は、など実際に事業を行なっているワーカーズが講師となって事例を交えながら学ぶ事ができます。
- ・1 開催講師料として 5,000 円と講師の交通費は主催者負担
- ・申込み・問合せは埼玉ワーカーズ・コレクティブ連合会まで。

④ワーカーズ・コレクティブ準備会支援

ワーカーズ・コレクティブ準備会届を提出した団体には下記を支援します。支援期間は準備会届提出後 1 年となります。

- ・会議室の使用（収益が発生する場合はセンター・くらぶルーム利用規定による）、印刷の便宜・印刷物の配布 等、活動を組合員に知らせる、メンバー募集を組合員へ知らせる

関連書式 10

連絡先：埼玉ワーカーズ・コレクティブ連合会 電話 048-767-7511

メール saitama.waakore@gmail.com

（2）埼玉県市民ネットワーク

- ①ネットワークは、市民の「代理人」を議員として送り出し、暮らしの中から生まれた身近な声を政策に活かします。市民の政治参加をすすめ、政治を市民の道具として使いこなします。小さな声がまちを大きく変えていきます。



②代理人運動学習会

- ・代理人運動とは何かを、紙芝居を使って説明します。
- ・議員である代理人が講師となり、事例などを踏まえながら学ぶ事ができます。
- ・講師料 5,000 円と講師交通費は主催者負担となります。

【所在地】〒343-0041 越谷市千間台西 1-9-13 B

【メール】saitamaken.shimin.network@gmail.com

【ホームページ】<http://saitamaken-shimin.net/>

- ・県内で 9 団体のネットワーク、3 団体のネットワーク準備会が活動しています（2021 年 2 月）。

各地域ネットワークの情報、連絡先の詳細 資料編 10

（3）特定非営利活動法人 大人の学校

大人の学校は、生活クラブ生協埼玉 30 周年の記念事業として 2008 年 11 月に設立、2009 年 4 月に NPO 法人として認可を受け、「生活クラブ運動グループ」の仲間になりました。

①大人の学校独自講座

「食」「市民力」「健康」「生活・文化」などをテーマとした講座や「まちあるき」などのツアー、また社会的な問題や課題について考える講演会などを企画し、参加した人たちが自ら発見し、考え、実践していくための出会いと学びの場を提供しています。

②講師派遣や企画サポート

地域での学びを応援するため、ブロックや支部などで企画を検討する際の学習会講師の選定アドバイスや講座の組み立て、講師派遣などに対応しています。相談は無料です。

詳細は【講師派遣のやり方やメニュー例】 資料編 11

NPO法人 大人の学校
 電話/ファクス 048-423-3313
 メール otonano-gakkou@cure.ocn.ne.jp
 〒333-0857 川口市小谷場 206 生活クラブ生協内



(4) NPO 法人 コミュニティケアクラブ埼玉 (CCS)

福祉事業を地域に必要な機能と位置付け生活クラブが別法人CCSを2010年3月に設立、2010年5月にNPO法人として「生活クラブ運動グループ」に仲間入りしました。



地域に生活する誰もが利用者や担い手として参加することができる相互扶助によるたすけあいのしくみを創り、共助の領域を拡げています。

①講座メニュー

- ・子育て支援に関する講座「NPプログラム」「ほめほめ子育てトレーニング（ほめ＊トレ）」を始め、各種子育て関連学習会の講師派遣を行っています。
- ・介護技術講座など、福祉に関する学習会の講師派遣も行っています。

詳しくは資料編 35【講座メニュー】をご覧ください。

②公的制度事業

- ・狭山市、草加市で介護保険事業（通所事業・居宅事業）を行っています。

NPO 法人 コミュニティケアクラブ埼玉 TEL/FAX：048-424-8600
 〒333-0857 川口市小谷場 206 生活クラブ生協内
 メール ccs0527@ace.ocn.ne.jp ホームページ <http://ccs0527.wixsite.com/ccs3>

(5) 生活クラブ運動グループ宣言とまちづくり方針

2003年から、生活クラブ生活協同組合、埼玉ワーカーズ・コレクティブ連合会、埼玉県市民ネットワークの3者で形成し、2015年からNPO法人大人の学校、NPO法人コミュニティケアクラブ埼玉（CCS）を加えた5者となり、「まちづくり方針～5年後のFEC自給圏づくりに向けて～」を打ち出しています。

「宣言」「まちづくり方針」 資料編 12

【3】地域協議会の開催

地域を住み良くし、共同をすすめるために、支部・ブロック単位で考えていく場を設けることができます。

地域協議会には、自主的に地域の課題を捉えその解決を事業と活動によって持続的に進める個人、団体が参加することとし、生活クラブ運動グループ5者、地域の活動団体やボランティアグループ、NPO、サークル等に参加を呼びかけます。

5. 仲間づくり（拡大）

【1】消費材でつながる仲間を増やす

「あったらいいな」を形としたものが消費材です。その消費材を利用する仲間を増やすことで、社会に、「私たちが必要としているものは何か」ということを訴え、だれもが安心して暮らしていける社会の実現を目指しています。

食材や生活財だけでなく、暮らしの中の課題解決のための道具であり、共済や生活クラブでんきも消費材です。

【2】ともに活動する仲間を増やす

「仲間づくり（組織拡大）」は生活クラブの原点です。ひとりがひとりの《未来の仲間》に呼びかけることから始まります。一人ではできないことでも多くの仲間と協同して解決します。

＜仲間づくりで目指すところ＞

- ①提携生産者の再生産の保証を持続・発展させ、市場経済のもつ問題を解決する力を高めます。
- ②私たちの事業と運動の土台を安定させ、社会へ働きかける力を高めます。
- ③新しい人の加入で組織を活性化させ、運営力を高めます。
- ④新たな人との関係が広がることで、地域が豊かになります。

全体・ブロックから補助のある制度も活用し、組合員でない人の参加を促すようなイベントを組み立てましょう。参加した人の興味・関心がどこにあるかを知り、そこを切り口に生活クラブへ関心が向くようにすすめます。

まだ組合員ではない方との会話は私たちにとっては、小売店等の市場の実態や近所づきあいを知る機会です。組合員や生産者との協同の仕方を説明し、反応した人には、加入を勧めます。

【3】サステナブル フェス！2022（4月4日～8月31日）

全国の生活クラブで一斉に「サステナブル フェス！」をすすめます。コンセプトは「サステナブルなひと、生活クラブ」を体感すること。



2022年度は、さらに連合会7次中期計画の「つながるローカルSDGs＊」を開始する場としています。ローカルを超えて人と人が、地域と地域が自立的につながることによって実現する共同購入運動や環境等の多様な実践を発信します。サステナブル フェス！においてもその各施策を通じて、「つながるローカルSDGs」についてサステナブルな暮らしを送りたい、社会をよくしたいという思いがある方々に向けて発信していきます。

「何かやってる！」で認知を高めるとともに、生活クラブってちょっといいかも！と感じる人も広げ、組合員が話しやすい空気を作って、紹介活動を活性化させ、加入につながるサイクルを作ることがゴールです。組合員も未加入者も参加しやすい企画（展示説明会、イベント出店、生産者交

流会、食育講座等)に、サステイナブルフェスの冠やロゴ、イメージカラーなど、統一感を持った広報展開を行います。2022 年度も、場を共有するリアル開催のメリットとオンラインの拡散力をミックスさせたキャンペーンとしていきます。

＊「ローカル SDGs」とは地域の資源、自分たちの目の前にあるものの価値を改めて資源としてとらえ直し、その資源を有効活用しながら持続可能な環境・経済・社会と、資源を融通し合うネットワークをつくろうという環境省が提唱する政策です。このローカル SDGs の概念に、生活クラブならではの、各地域が「自立」し、ゆるやかに「連合（ネットワーク）」することで、社会の仕組みを作り、社会全体がよりサステイナブルになる在り様を「つながるローカル SDGs」としました。

参加の仕方は以下の通り。

- ①みんなで体験型イベント・オンライン企画に参加しよう！
- ②自分で出来る「サステイナブル」を SNS に投稿しよう！
- ③友だちや知人を誘ってみよう！

広告・PR で大きなうねりを。内発的な盛り上がりで一人ひとりの口コミ力・紹介を引き出していこう！というキャンペーンです。

普段の企画の他に共通イベントも用意されています。

（１）体験型イベント（サステイナブルフェス共通イベント）

①【新企画】オンライン生産者コラボ企画（9 月以降も開催は可能）

（生産者は登壇せず、工場見学動画と主催者向け台本で実施）

・体験型・参加型イベントへの人気の高まりを受け、紹介活動と仲間づくりを目的に、生産者コラボのオンライン版新規パッケージを制作します。

・オンラインのみ、生産者の来場なしでも実行可能な組み立てとすることで、場所や地域等に捉われず、多くの人が生産現場を体感できる参加型施策として地域の拡大で開催をしやすい企画としています。オンライン上で工場見学を実施することで、楽しみながら生産現場について学ぶ企画です。

※生産者の登壇は録画のみ。理由はサステイナブルフェスが 4～8 月という限られた期間内であることから、可能な限り多くの単協が複数回開催できることを優先とするため。



②クリーンアップ大作戦

- ・みんなでゴミ拾いをします。組み立ては自由。ゴミの種類や量などを確認して、マイクロプラスチック問題などを学習します。
- ・2022 年度は新たに、実施したクリーンアップの量を見える化していきます。回収したゴミの量を WEB から報告し、特設ページのカウンターで公開される予定です。



③創作昆虫ムシボット

木製のベースに、家に眠っている端材やプラスチックごみを使って作ります。本格派の仕上がりです。3R や不用品の再生などについて考えます。R ビンをアピールしてゴミを出さない資源循環の暮らしを考え



ます。子どもたちが工作している間に親御さんに消費材を体感してもらうこともできます。
土台や標本箱が入った「基本セット」の他、「端材セット」等も発注できます。詳細は事務局にお問い合わせください。

（２）オンライン企画：サステイナブル フェス！公式 YouTube チャンネル＞

過去のアーカイブも引き続き視聴できます。

①単協イベント動画

支部やブロック、単協でのイベントを1分程度の動画にして公式 YouTube チャンネルに掲載することでオンライン上でもサステイナブルフェス！の盛り上がりを発信します。動画撮影にあたり撮影マニュアルが配信されています。イベントを実施する際は動画化も検討しましょう！詳細は事前に事務局へお問い合わせください。

②サステイナブル CLUB

SDGs への興味関心が高まっていることをうけ、関連する切り口での生活クラブのサステイナブルな活動を動画コンテンツで伝えます。2022 年度は、サステイナブルな活動をされている団体（人）と生産者や生活クラブ関連団体のサステイナブルな取組を伝える動画を制作します。

③創作昆虫ムシボット企画

開発者による「ハウツー動画」が公開されています。

（３）Instagram ハッシュタグキャンペーン（連合会）

全体のテーマは2021年に引き続き、「サステイナブルな暮らしのヒント」とし、「#サステイナブルフェス」の投稿キャンペーンを継続します。

サステイナブルフェス関連詳細資料 事務局に問合せ

クラウド (DirectCloud) も各種ツールを格納

010 全体共有/110 広報関連/500_サステイナブルフェス！

【４】イベントの企画を立てるときの４つのポイント

1. 《「活動」は人に会うこと》 人に会ってちがう価値観を発見しながら自分を育て、関係性を広げることで様々な可能性を広げます。
2. 《5W1Hを明確に》 5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、何のために、どのように）を明確にしてすすめます。
3. 《いろいろな意見がでた時は》 改めて「加入の動機」を確認し、活動の目的と、私たちのもっている力をどのように利用していくか、考えてみます。
4. 《活動後は評価して》 報告のポイントは①いつ・どこ（機関組織）で決めたことなのか②何人が参加しどんな様子だったか③目的に対しての成果④問題点や発見したことなどです。お互いの評価により、認識が変わる機会です。

【5】イベント保険の活用

活動中の「万が一」に備えて、イベント保険を掛けましょう。

イベントや会議の前日までに申し込みましょう。家を出てから帰るまでが保障されます。

参加者名簿に記載された方が対象となります。イベントや会議では名簿を用意しましょう。

託児を設ける場合、サポーターと子どもの記入も忘れずに（サポーターはエコロとイベント保険の双方から保障されます）。

関連書式 11 申請方法など詳細 資料編 13

【6】仲間づくりの活動ツール

（1）新規加入者対応

・新規加入者との接点を作りましょう。～キーワードは「会って話す」～

せっかく組合員になった人が、生活クラブを十分に利用・理解しないままに脱退してしまうのはもったいない話です。

加入してから最初の2～3か月間が大事です。早い時期に新規加入の方との接点（支部紹介のお手紙、電話連絡、試食会への招待等）を持って、顔が見えるつながりを築きましょう。

事務局は、加入後2ヵ月間の初期フォロー対応をとくに重点的に行っています。支部・ブロックは、そのフォローと連携する活動を組立てましょう。

関連書式 12 おすすめ方の例など 資料編 14

（2）展示説明会（キャラバン）、イベント出展

地域に出向き、消費材の展示や試飲・試食品を用意し、生活クラブをアピールします。消費材を直接手にしたり、試食したりすることで、加入につながる機会を作りだします。試食がなくても、展説車（キャラバンカー）があることで目を引き、仲間づくりにつながります。展説車（キャラバンカー）のラッピングが20年度リニューアル！また、ビオサが実験ツールなども使えます。

子育て世代が来場しそうな場所やお店・商業施設など、出展できる場合もあれば、直接お店にアプローチすることで、展示説明会（キャラバン）が開催できる場合もあります。気になる場所は、事務局と連携してアプローチしてみましょう。（他県の生活クラブでは、例えばユニクロなどに出展したケースがあります）

イベントマニュアル 資料編 16



<キャラバンカー>

（3）生産者コラボ企画（拡大を目的にした生産者交流会）

まだ消費材をよく知らない「新規加入者」や生活クラブを知らない「組合員でない方」向けの交流会です。消費材と市販品の違いについて生産者から直に聞き、生産者ごとのお楽しみ企画を交えて楽しく学ぶことができます。

新規加入者の方がお友だちを誘って参加してくれることで、一人で行きづらいイベントにも参加でき、仲間づくりがすすむ可能性も生まれます。

※「オンライン生産者コラボ企画」は、サステナブルフェスパートに掲載しています。

生産者の情報、開催の詳細 資料編 15

(4) 紹介活動

あなたのお友だち・お知り合いへ「生活クラブ」「消費材の魅力」を伝えてください。

興味を持ってくれた方がいたらセンター事務局へ連絡するか、生活クラブ埼玉もしくは連合会 WEB サイト（どちらもホームページの「組合員メニュー」⇒「お友達紹介」から）、また、注文カタログなどの配布物に不定期に掲載される紹介用紙も利用できます。事務局から直接説明をする形での紹介もできます。紹介フォームを使えば、相手の住所等が分からなくても LINE・メールで紹介できます。

★ブロックごとにお誘いキャンペーンやサンプルなどを用意しています。

(5) 法人向け食材配送サービス

県内の保育園、子ども園、障害者施設、助産院などの教育・福祉・医療施設は、法人として生活クラブ埼玉に登録することができます。利用料金の 5%還元等の特典や食育活動の支援メニューを用意し、消費材の利用を後押しします。若いお母さんたちの利用にもつながります。

素性確かで安心の食に興味を持つ施設がありましたら、施設の情報をもらえれば、職員が対応します。

(6) 拡大チラシ・拡大サンプル

問い合わせはがき付きのカラー印刷チラシ。ポスティングや、手渡ししながら生活クラブをアピールします。ミニサンプルや無料サンプルを組合員外の人に試してもらえます。（品目はセンター事務局に問い合わせてください）。



(7) 食と環境カレッジ2022

「持続可能な社会」を実現し「未来を創る活動」を目指し、組合員内外のだれもが参加して学べる機会を設けています。SDGs を実践し、環境保全を意識した選択をする人を増やします。オンラインを併用で主に本部で開催します。それを参考に各支部・ブロックでの開催も検討しましょう。

(8) アルバムカフェ

大切な写真を楽しく可愛くデコレートします。

組合員でない方も参加できる、茶菓を囲みながらコミュニケーションの輪を広げるツールです。

関連書式 13 開催詳細 資料編 17

（9）学習会（埼玉県出前講座、大人の学校ほか）

埼玉県が行っている出前講座は講師料が無料です。インターネットなどで調べ、直接申込んでください。大人の学校も実施の相談にのってくれます。

学びたいことを学ぶ場を、自分たちでつくりましょう。

6. 情報の共有

機関紙やチラシ等を利用して、情報の共有をすすめましょう。

【1】生活クラブの情報媒体・ツール 関連書式 14 詳細 資料編 18～20

（1）支部（地区）の機関紙

活動を推進するためには、情報の共有が必要です。広報担当を決め、機関紙を作成します。支部（地区）運営委員会が発行責任者です。支部運営委員会で内容を確認・承認し、事務局に印刷を依頼します。組合員に対して配達便で配布します。

作成のポイント：作成者も読み手も同じ組合員です。お互い、同じ組織の一員であることを意識しましょう。

必須項目：機関紙名・発行年月日・発行 No.・支部（地区）名・センター名

（2）支部（地区）のニュース・チラシ

必要に応じて内外に向けニュース・チラシを作成します。支部運営委員会で内容を確認・承認し、事務局に印刷を依頼します。組合員に対しては配達便で配布します。未加入者にもお知らせする場合は、自分たちで近隣の住宅にポスティングしたり、業者に依頼することもできます。

作成のポイント：イベント開催日の3か月前くらいから準備しましょう。

申込書欄にはイベント名称・センター担当者名を入れましょう。回収時の紛失防止のため、切り取り部分はA4サイズの4分の1以上のサイズを確保しましょう。切り取り部分の裏面には、地図など必要な情報が来ないように気を付けましょう。

必須項目：発行元（支部・地区・専門委員会など）・発行年月日・申し込み〆切日・託児の有無・問い合わせ先

（3）ブロックの機関紙・ニュース・チラシ

委員会の機関紙など。配布についてブロック会議の承認が必要です。ブロック企画会議（ブロック会議の準備会議）までに原稿を揃えましょう。

（4）ブロック版メールマガジン・埼玉HPイベント情報掲載

原稿〆切日は支部運営委員会資料に掲載されます。ブロック会議で掲載承認を受けた後、本部へ送ります。（事後承認でも可）

HP イベント情報掲載は、埼玉 HP トップのイベント情報欄に掲載されます。積極的に依頼して活用しましょう。メールマガジンは多くの新規組合員へ配信されています。運営委員はメルマガに登録して、新規の方にどのような情報が発信されているのかを知るようにしましょう。

(5) 埼玉単協の配布物・機関紙

埼玉単協独自で作成し、組合員 1 人に 1 部ずつ配布している定期的な発行物が 3 種あります。

単協機関紙『スピカ』

「自ら考え行動する仲間を増やす」をコンセプトに、メイン対象を「新規加入者」及び「若い世代の組合員」として発行。ブロック・支部でもアピール素材として活用してください。

COMEON かもん

イベントなどの案内や告知、理事会からのニュース・組合員一人ひとりへ活動参加を呼び掛ける情報などを伝える。理事会が承認した他団体の記事も掲載。

埼玉カタログ

生活クラブ埼玉の独自品注文カタログです。



(6) 埼玉単協のWeb情報媒体

- 生活クラブ埼玉 HP に「新規加入者向けページ（班個）」を設置しています。新規加入者対応でも活用できます。（組合員メニュー > 新しく生活クラブにご加入の方へ）

- Facebook グループ「生活クラブ埼玉組合員サイト」

組合員活動共有ツールとして、Facebook「グループ機能」を活用します。

クローズドグループ（非公開）で、生活クラブの活動に関することを気軽に情報交換、共有していきましょう。

メンバー対象者：支部運営委員・専門委員・連代表者・ブロック役員・理事
メンバーのみが投稿閲覧できます。実名投稿、所属を明記。

詳細 資料編 19

- 生活クラブ埼玉公式 Facebook（フェイスブック）
- 生活クラブ埼玉公式 インスタグラム

(7) 埼玉単協クラウド共有システム（DirectCloudBOX）

- 支部運営委員、ブロック役員、理事監事、事務局で活用しています。
- 資料やデータを、インターネット上の領域に、共有データとして保管。パソコンのファイル表示と同じ感覚で操作ができます。タブレット、スマホなどでファイルの閲覧ができます。
- アップロードされたファイルは、対象者ならログインして誰でもプレビューやダウンロードができます。検索機能で探したり、プレビューで閲覧したり、情報共有をすすめます。



- ・会議資料の閲覧や検索、データのやり取り、活動ハンドブック、議案書、スピカ、チラシ素材画像など、各種情報や資料の共有をすすめています。

詳細 事務局に問合せ

クラウド内の全体共有格納場所（2021/12 現在）

000_DirectCloud マニュアル（基本ルール・クラウドマニュアル・説明動画）

010 組合員/010 全体共有（全体共有関連）

└ 010 活動ハンドブック（本冊、資料編、書式編、個別データ／合本 PDF）

└ 020 エコ制度ガイドブック

└ 040 情報端末・ZOOM・支部メルアド

└ 100 組織関連

└ 月次組織報告、週間組織速報、総代会議案書、中期計画、ブロック支部大会議案書）

└ 110 広報関連

└ SNS・WEB 等のルール Facebook 組合員サイト

└ COMEON かもん（バックナンバー）、スピカ（バックナンバー）、支部機関紙

└ ロゴチラシ画像素材（基本的なもの）施設地図

└ サステナブル フェス！関連（ひな型、ロゴ、公式チラシ、ZOOM 背景、デモ、マニュアル等）

010 組合員/〇〇ブロック/（ブロックごとに格納資料等は異なります）

（８）連合会の情報媒体

ホームページ

コミュニティサイト「ビオサポレシピ」

Facebook Twitter Instagram

Youtube チャンネル

（９）自治体の後援

人が集まるイベントを企画したら自治体の後援をとりましょう。自治体の窓口またはホームページから申請書を入手します。後援をとると、公立・公共の施設にチラシを配布してもらいやすくなります。

後援をもらうのに、一か月くらい余裕を持ちましょう。

（10）自治体広報紙での広報

自治体広報紙のイベント情報コーナーや広告に掲載してもらえるかも聞いてみましょう。

（11）プレスリリース

報道機関に向けて情報を公式に発信する、およびその文書のことをプレスリリースといいます。新聞社へのプレスリリースは記者クラブに持ち込み、又はFAX送付します。また、電子媒体へのプレスリリース配信・掲載サービスのPRTIMESを利用することもできます（指定の書式で本部組織部へメール送信）。

詳細 資料編 20

（12）ロゴやイラスト集

ロゴやイラストは、使用・掲載ルールがある場合があります。ブロック事務



通じて使用規定等を確認後、掲載しましょう。消費材の写真などは連合HP、埼玉HPからコピーして機関紙やチラシに使うことができます。

サステイナブルなひと、
生活クラブ

クラウド (DirectCloud) にも各種データを格納しています。

場所： /共有/010 組合員/010 全体共有/110 広報関連/



【2】ソーシャルメディア利用についての留意点

オンライン活動が増え、組合員や支部などの SNS 活用、ブログ、HP など、オンラインのコミュニケーションがすすんでいます。WEB は一度発信されると全世界に配信され、削除ができない場合があります。また、一人ひとり受け止め方にも違いがあります。

あなたの発信が生活クラブからの発信となる事もあり、生活クラブに関する情報については、公開可能な情報化などを考え、文章作成は丁寧に行いましょう。写真や動画は、映る方に確認や許可を取るなど、丁寧に公開してください。

WEB、SNS などを活用する場合は、必ずソーシャルメディア・ガイドラインを一読しましょう。資料編に SNS 投稿に関するチェックリストも掲載しています。

留意点及びチェックリストの詳細・ソーシャルメディアガイドライン全文 資料編 21

※生活クラブ・ソーシャルメディア運用ポリシーはホームページでも公開しています。

1. 共同購入（利用結集）活動

【1】生活クラブの共同購入（利用結集）活動

生活クラブでは、取り扱う食品や生活用品を利潤追求が目的の「商品」ではなく、実際に使う人の立場にたった材であるという思いを込めて「消費材」と呼んでいます。消費材を通じて、生活の中にある課題の解決を目指しています。

自分たちの生活に必要な「消費材」を生産者と共につくり、共にひろげる運動が共同購入活動です。消費者には「買う力」と「買わない力」があります。買わないことで社会に「NO」と意思表示をするとともに、必要とする消費材に購買力を集めることで、一つひとつ課題を解決し、生産者と共に持続可能な生産と消費のしくみを作りだしています。

「eくらぶやOCRで申し込む」「デポで購入する」ことが共同購入活動の第一歩です。そして、材の背景にある社会的な課題を知り、わかって食べる人を増やしていくことで、サステイナブルな社会を目指しています。

【2】生産原価保障方式

商品の価格は生産の事情はあまり考慮されることなく、市場の相場に左右され、生産コストを下げるために原料の質を落としたり、代わりに化学物質や農薬に頼るということが起こりがちです。一方、生活クラブの消費材は生産に必要な原価を保障し、配送など最低限の必要経費を加えて価格を決める『生産原価保障方式』を取っています。これは組合員にとっては質の良い物が適正な価格で手に入り、生産者にとっては市場の競争原理に左右されず、生産が保障される画期的なシステムです。

私たちが食べ続けることで次の生産を支え、生産と消費の健全な関係を目指しています。

【3】予約（食べる約束）をすることの意義

共同購入には「班配送」「個別配送」「デポ（店舗）」の購入形態がありますが、いずれも組合員が予約をして共同購入していることが重要です。

計画的な生産に対し、責任を持って消費することが大切です。米は1年、牛肉を生産するには3年の年月が必要です。また、卵は毎日産まれ、牛乳は毎日搾られます。持続可能な生産と消費を維持するためには、予約（食べる約束）をして、利用を続けることが重要です。

【4】生活クラブの消費材 10 原則

私たち、生活クラブと生産者は、共に対等な立場で消費材を開発し、その共同購入を通じて「健康で安心して暮らせる社会」の実現を目指します。

消費とは生命が生まれて死ぬまでの過程そのものであり、何をつくり出し、選び、利用するかという私たちの行動によって未来の命と環境のあり方が決まります。

だからこそ私たちは、原材料の調達から生産、流通、消費、廃棄に至るすべての過程で安全・健康・環境を最大限に尊重し、ここに「生活クラブの消費材 10 原則」を定めます。そして、関わるすべての人が主体的に参加する制度の下に、継続的に目に見える形でこの原則を追求します。

- 1: 安全性を追求します
- 2: 遺伝子操作された原材料は受け入れません
- 3: 国内の自給力を高めます
- 4: 公正で責任ある原材料の調達をめざします
- 5: 素材本来の味を大切にします
- 6: 有害化学物質を削減します
- 7: 3R を推進し、さらなる資源循環をすすめます
- 8: 温室効果ガスの排出削減をすすめます
- 9: 積極的に情報を開示します
- 10: 独自基準を定め、自主的な管理をすすめます

詳細 資料編 22

【5】「自主基準」

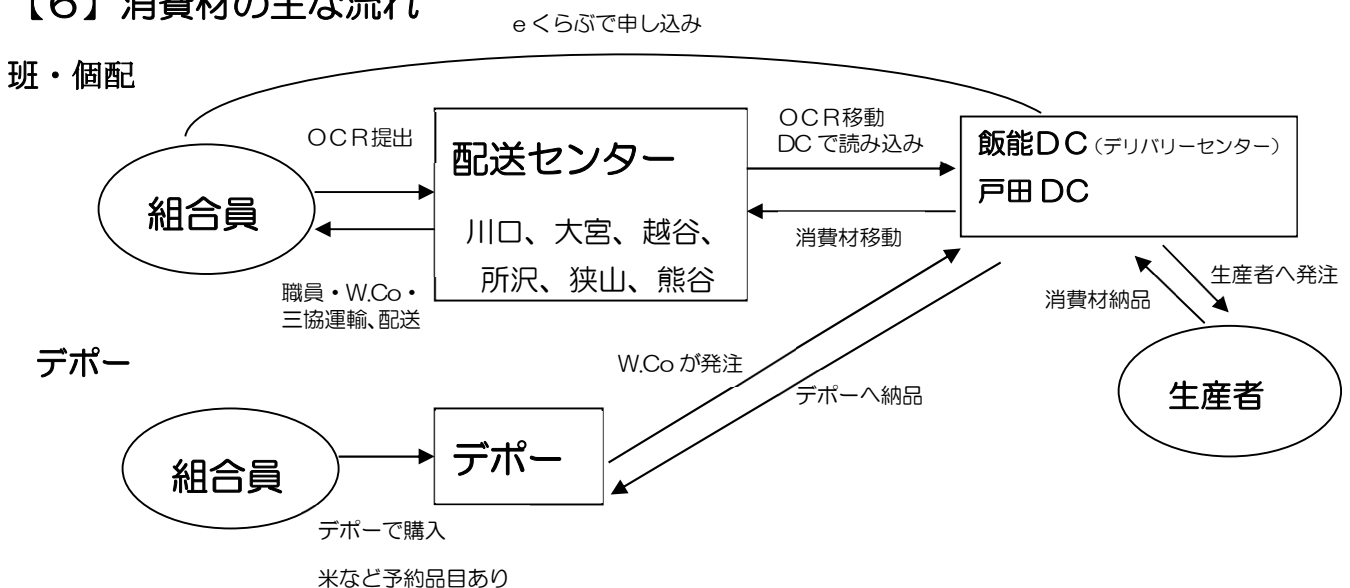
「生活クラブの消費材 10 原則」に基づき、組合員と生産者の代表が討議し、分野別に具体的に定めたものが「自主基準」です。

「消費材 Step Up 点検」とは、消費材の製造環境や製造工程を確認して、生活クラブの「自主基準」への達成度を確認する活動です。

「消費材 Step Up 点検」を通して、生産者と組合員が共に消費材をより良くしていく仕組みが「持続可能な生産と消費」推進制度です。

消費材は完成形ではありません。私たち組合員が活動することによって、より良くしていくことができます。

【6】消費材の主な流れ



【7】共同購入活動の用語

「ビジョンフード」 生活クラブでは米・牛乳・鶏卵・畜肉・青果物を「ビジョンフード」と呼びます。国内自給力の向上や生態系を守り、食の安全性を追求し、次世代の子どもたちが安心して健康的に暮らしていく社会を目指す「ビジョン（展望）」をもって利用する消費材です。

「よやくらぶ」 登録した消費材が定期的に自動で届く「予約注文システム」です。

「ビジョンフードよやくらぶ」 米・牛乳・鶏卵を通年予約し安定生産と持続性を実現します。

「安心よやくらぶ」 日常的に利用する機会の多い消費材の注文をサポートする仕組みです。

「L's(エルズ)選定品」 生活（Life）を生き生きとした（Lively）ものにする消費材を使いこなそう（Lesson）という意味が込められています。多くの組合員が利用しており、新規加入者に最初に利用を勧める消費材です。

「アースメイド野菜」 生活クラブの農産物は、国内の自給力向上を目指し、減農薬・減化学肥料、環境への配慮、鮮度対策を強化し、提携産地と連携して取り組んでいます。2016年11月より生活クラブの野菜を全て「アースメイド野菜」としてブランド化しました。

「あっぱれ育ち」栽培期間中、化学合成農薬と化学肥料を使わないで育てた野菜。

「はればれ育ち」栽培期間中、化学合成農薬と化学肥料をできる限り減らして育てた野菜。

「たぐいまれ」特徴的な味の品種、地域で昔から栽培している品種。

2. 共同購入（利用結集）活動の組み立て方とツール

【1】消費委員会の活動

生活クラブは、1965年（昭和40年）世田谷に住む一人の主婦の呼びかけで、牛乳300本を200人で購入することから始まりました。1972年山形県平田牧場との無添加ウィナーの取り組みから、豚肉の提携が始まり、組合員がトラックに同乗して配達先の班を案内して回ったり、平田牧場の豚肉の良さや、ブロック肉の扱い方などを組合員に説明したのが“豚肉部会”です。これが“消費委員会”の元となりました。

消費委員会が目指すことは、生産と消費の背景にある問題を理解し、F（food）の自給圏を作ることです。

そして、消費材の価値を「わかって食べる人」を増やすために、試食会や生産者交流会などの利用結集ツールを使って推進していきます。

【2】共同購入（利用結集）活動の組み立て方

基本的には地区・支部・ブロック大会で決定したテーマに沿って、「わかって食べる人」を増やすために、ツールなどを使って利用結集を行います。また、活動の中から関心の高まった消費材についても、同様に利用結集をすすめます。

- ・どのような目的で、誰に、何を伝えたいかを明確にして企画しましょう。
- ・開催に向けた手順を考え、ゆとりを持って実行しましょう。

- ・書式は、生活クラブ埼玉 HP から トップページ➡右上【組合員メニュー】➡活動ツール➡活動ハンドブック【書式編】からダウンロード。または事務局に依頼してください。

★組み立て方の例 1 試食会・料理講習会

手順	詳細	時期
試食会、料理講習会のテーマを決める	支部、地区大会で決めた活動テーマ品目、その他。	3ヶ月前
開催日時、会場の確定 参加費の検討	開催日時、会場の確定をする。託児をつけるなら調理室以外に託児の会場を確保する。	2ヶ月前
試食品・料理の確定、（講師の依頼）	時間配分を考えて、準備、調理、試食が終わるように組み立てる。	2ヶ月前
参加呼びかけ （チラシの作成、配布の確認）	会場の定員を確認し、抽選になった場合の対応を明記する。託児の締切は実施日の2週間前、通常の締切は1週間前くらいを目安に設定する。	1ヶ月前
エコロコーディネーターに託児依頼	託児つきの場合、託児担当者はエコロコーディネーターに依頼する。⇒エコロガイドブック参照	1ヶ月～2週間前
消費材の発注	支部 OCR、個人 OCR で、使用する消費材を発注する。取組みが少ないものは早めに注文。	1ヶ月～1週間前
参加締切	参加人数が確定したら、名簿の作成（事務局依頼）。	2～1週間前
当日のレジュメ、レシピ、アンケート作成	当日の時間配分を決めて、レジュメ、レシピを作成。質問したい内容を決めてアンケートを作成。	2～1週間前
イベント保険の申請	参加予定人数、スタッフ、託児の子ども、託児者、講師など全ての人数で提出（本部）。	1週間前～前日
当日の進行（進行役を決める）	レジュメに沿って進行。食材の準備や下ごしらえなど必要に応じて準備する。	当日
イベント保険の報告	実際の参加人数を記載し、提出（本部）。	1週間以内
利用促進活動	試食会・料理講習会の報告をニュースや機関紙で発信。組合員が集まる場所での報告。	実施後1ヶ月～
利用促進活動の成果を検証する	発信後、報告後の利用数量、利用者数などを検証する。	発信より1か月後および数か月後

★組み立て方の例 2 生産者交流会

手順	詳細	時期
生産者を決める	支部、地区の活動テーマ消費材の生産者。	3ヶ月前
生産者受け入れ条件を調べる	事務局に確認。	2ヶ月前
希望日時を決める	希望日時は、第3希望日まで決める。	2ヶ月前
会場の確定	希望日時に合った会場を確定する。	2ヶ月前

目標を決める（イベント計画シート の 活用 関連書式 20）	目的を明確にする（利用結集・消費材の理解）。 目標値の設定は現状を知ることから始める。	40 日前
申込書作成・提出 関連書式 21	所定の書式に必要事項を記入して申請する。日程調整に 時間がかかることもあるので、余裕をもって申請する。	40 日前
実施日決定 申請から 10 日後を目安に回答あ り	実施が決まったら、生産者との事前連絡・打合せ。生産 者との連絡は原則、事務局が行う（生産者の承諾があれば主催組織の代表が行うことも可とするが、事務局への 連絡漏れに注意する）。オンライン開催の場合は、環境 確認の意味も含め生産者・主催者・事務局の 3 者で、オ ンライン事前打ち合わせを行う。	1 ヶ月前
参加呼びかけ （チラシの作成、配布の確認）	会場の定員を確認し、抽選になった場合の対応を明記す る。託児の締切は実施日の 2 週間前、通常の締切は 1 週 間前くらいを目安に設定。	1 ヶ月前
市場調査・食べ比べ	消費材の市場との比較、市販品との食べ比べなど。	1 ヶ月前
エコロコーディネーターに託児 依頼	託児つきの場合、託児担当者はエコロコーディネータ ーに依頼する。⇒エコロガイドブック参照	1 ヶ月～ 2 週間前
消費材発注	支部 OCR、個人 OCR で、交流会に使う消費材を発注する。 取組みが少ないものは早めに注文。	1 ヶ月～1 週 間前
参加締切	参加人数が確定したら、名簿の作成（事務局依頼）。	2～1 週間前
当日のレジュメ、アンケート作成	当日の生産者の話の時間、市場調査の報告など交流会に かかる時間配分を決めて、レジュメを作成。質問したい 内容を決めてアンケートの作成。	2～1 週間前
イベント保険の申請	参加予定人数、スタッフ、託児の子ども、託児者、講師な ど全ての人数で提出（本部）。	1 週間前～前 日
当日の進行（進行役を決める） レジュメに沿って進行する	生産者と事前打ち合わせが可能なら事前に実施。当日、 始まる前に交流会の流れを確認。	当日
報告書作成・提出 関連書式 21 イベント保険の報告	・実施結果報告書の作成・提出。アンケートがあれば添 付。広報チラシは後日送付する（事務局）。 ・イベント保険の報告。実際の参加人数を記載し、提出 （本部）。	実施後 1 週間 以内
利用促進活動	交流会報告をニュースや機関紙で発信。組合員が集まる 場所での報告。	実施後 1 ヶ月 ～
利用促進活動の成果を検証する	発信後、報告後の利用数量、利用者数などを検証する。	発信より 1 か 月後および数 か月後

【3】利用結集のツール

（1）試食会・料理講習会など

①試食会・料理講習会

- ・消費材のおいしさと価値を伝える企画です。
- ・開催目的、参加対象などによって試食品や料理を決めます。
- ・講師を依頼する場合は、大人の学校などの講座も利用できます。[資料編 11 参照](#)
- ・食中毒に注意して調理しましょう。

※試食会・料理講習会にかかる消費材代、会場費、備品等は、主催者が負担します。

[詳細 資料編 24「食肉類の食中毒予防マニュアル（ダイジェスト）」](#)

※★組み立て方の例 1 参照

②年末年始特別企画共同購入活動（クリスマス正月用消費材試食会）

- ・年末年始の商品需要に一般市場では、早い時期から添加物を多用した商品をたくさん作り置きしています。また、市場は年末に向けて価格が高くなる傾向があります。
生活クラブでは、早い時期に予約することで、生産者は必要な原材料を確保し、必要な量を作ることができます。無駄な在庫を抱えることもありません。食べる人、食べる量がわかるからこそ、添加物を使わず、手間をかけ丁寧に作ることができます。生活クラブでは通常通り、持続可能な生産のための適正価格で購入できます。
- ・特に、店舗型共同購入のデポの組合員にとっては、予約して共同購入することを体験できる大切な機会です。フロアの混乱、欠品・過剰在庫をなくすと同時に、予約することで確実に手に入れることができます。
- ・試食会が行えず、モニター試食等の広報活動（機関紙、SNS、HP など）を行う場合は、誰に、何を伝えたいかを明確にして企画しましょう。

※年末年始特別企画の有償サンプルは 10 月末～11 月初めに利用できます。申込は 9 月中旬にあります。公表から締切までの期間が短いので注意が必要です。

※試食会・料理講習会にかかる消費材代、会場費、備品等は、主催者が負担します。

※★組み立て方の例 1 参照

（2）消費材について学ぶ企画

※オンライン企画にも対応できる生産者が増えています。希望の生産者がオンライン対応可能かは、事務局に確認してください。特にオンライン開催の場合は、当日のスムーズな運営のために生産者、主催者、事務局の 3 者でオンライン事前打ち合わせを実施しましょう。

①生産者交流会

- ・地区、支部、ブロック主催で、生産者を招き、おおぜいで話を聞くことができます。
- ・消費材や生産者についての理解を深め、利用する仲間を増やすための企画です。

※開催 40 日前までに生産者交流会申請書（書式 21）、イベント計画シート（書式 20）を事務局に提出します。

※生産者に対して「消費材の規格情報」「市場動向・業界情報」「安全性に関する情報」「提携の歴史」等、事前資料を要請することができます。

※交流会にかかる消費材代（共同購入注文で用意するか生産者からの買取りか確認）、会場費、備品等は、主催者が負担します。

★組み立て方の例 2 参照

②新・おしゃべりキッチン

・地区、支部、ブロック主催で、予め設定されたタイトルに基づいて、選択した 3 生産者が消費材の説明を順番に行う複数生産者交流会企画です。

・3 生産者の話を各 30 分、試食交流などを含め全体で 2 時間半～3 時間で設定の企画です。

※開催 70 日前までに生産者交流会申請書（書式 21）を事務局に提出し、開催 1 か月前までに 3 生産者の参加を確認します。

詳細 資料編 25「新・おしゃべりキッチン開催の手引き」

③食肉学習会（豚肉、牛肉、鶏肉）

・地区、支部、ブロック主催で豚肉、牛肉、鶏肉の生産者を招き、実際に枝肉（豚肉は一頭の半身分のパーツ肉、牛肉はロースステーキ、鶏肉は丸体など）の解体を見ながら、1 頭（羽）買いの部位バランスによる取組みの理解、生産や流通・市販品との違いを学習できます。

・学習会に使用するサンプル肉代金は主催者負担（費用目安：豚 26,000 円、牛 16,200～17,600 円鶏 3,300 円）です。

・2 月ごろ連合会で開催希望を集約し、調整の上 4 月ごろ連合消費委員会で日程が確定します。（希望しても、開催できない場合もあります。）前年度に申し込む必要があるので、新旧で協力して開催しましょう。

・開催にあたっては、参加対象と目標を明確にし、開催条件を良く確認して進めましょう。参加者数の目標は豚肉 1 会場 50 人以上、牛肉・鶏肉 1 会場 30 人以上が条件です。

・試食が伴うことを踏まえ、会場、開催時間を考えます。

※サンプル肉以外の試食用肉等、消費材試食品は主催者が準備します。会場費について補助はありません。

※開催 40 日前までに食肉学習会企画書を事務局に提出します。

※企画書・報告書・学習会資料については、事務局に問い合わせてください。

④豚加工肉学習会（平牧工房との生産者交流会）

例年、開催希望が多く、生産者が調整に苦慮する為、食肉学習会と同様、前年度 2 月ごろ、開催希望を集約します。開催日程決定後の進め方やルールについては通常の生産者交流会に準じます。

⑤米消費地交流会

- ・地区、支部、ブロック主催で米の生産者「遊佐」「加美よつば」を招き、米の生産現場、環境問題への理解を深め、組合員の利用、食べる仲間を増やすための企画です。作り手と食べる側が意見交換を行う、貴重な企画です。
- ・2月ごろ連合会で開催希望を集約し、4月ごろ日程が決定します。（実施は6～7月）
- ・なるべく、おおぜいの参加者（50名目安）を募ります。
- ・日程が確定したら米消費地交流会企画書を作成し、開催2か月前までに事務局に提出。
- ・交流会後、1か月以内に米消費地交流会報告書を提出します。（書式は事務局に依頼）

⑥甘夏みかん消費地交流会

- ・地区、支部、ブロック主催で甘夏の生産者グループ「きばる」を招き、甘夏の生産現場、環境問題への理解を深め、組合員の利用、食べる仲間を増やすための企画です。作り手と食べる側が意見交換を行う、貴重な企画です。
- ・8月ごろ連合会で開催希望を集約し（ブロック1開催まで）、10月ごろ日程が決定します（実施は1月）。
- ・参加者数の目標は1会場30人以上が条件です。
- ・交流会開催費用1会場6,000円程度の主催者負担があります。会場費等について補助はありません。
- ・日程が確定したら甘夏みかん消費地交流会企画書を作成し、開催40日前までに事務局に提出。
- ・交流会後、1か月以内に甘夏みかん消費地交流会報告書を提出します。（書式は事務局に依頼）

⑦生産者コラボ企画（拡大を目的にした生産者交流会） ⇒ 組織活動 P.22 参照

⑧「大試食会（生産者10団体以上）」、「まつり」

「大試食会」は組合員にとって、消費材をより深く知る機会です。「まつり」は広く一般市民へ参加を呼びかけ、地域に生活クラブをアピールすることを主な目的とします。開催については、前年度の1月末までに申請が必要です。詳細 事務局問合せ

（3）生産現場に行く企画

①生産者見学会

- ・地区、支部、ブロック主催で生産地へ出向き、直接生産方法を確認して、話しを聞けます。
- ・消費材や生産者について理解を深め「わかって食べる人を増やす」ための独自性の高い貴重な企画です。
- ・安全上の理由で組合員外や子どもの参加が制限される場合もあります。生産者ごとの開催条件（事務局に依頼）を良く確認しておすすめしましょう。
- ・事前学習会開催など、充実した見学会になるよう工夫しましょう。
- ・当日の交通手段、集合場所、連絡先を参加者に連絡しておきましょう。昼食などをとる場合は見学時間に合わせて、食事のできる場所を確保しておきましょう。

※開催40日前までに生産者交流会申請書（書式21）、イベント計画シート（書式20）

を事務局に提出します。

※生産者に対して、「消費材の規格情報」「市場動向・業界情報」「市販品との比較情報」「安全性に関する情報」「提携の歴史」等、事前資料を要請することができます。

②消費材 Step Up 点検

- ・「消費材 Step Up 点検」は、生産者見学会の発展的活動で、地区、支部、ブロック主催で企画実施できます。1 企画につき 1 生産者 1 品目の実施です。
- ・「生活クラブの消費材 10 原則」に賛同する提携生産者と組合員がともに消費材のレベルアップを目指すものです。生産者・組合員双方で、生産の点検・確認を行い、不備についてはその場で指摘し、生産者は改善対応します。組合員は生産者努力を評価し、知り得た情報を利用結集活動に役立てます。
- ・「生活クラブの消費材 10 原則」を批准している生産者の、消費材登録済みの品目が対象です。生産者・品目の登録がない場合は、批准・登録を生産者に依頼してから実施できます。
- ・現地での点検を基本としますが、様々な事情により現地への訪問が難しい場合、オンラインを活用した消費材 StepUp 点検も始まっています(自主基準書 2021 年度版 P181～185 参照)。希望する生産者のオンライン対応の可否は事務局に確認してください。
- ・組合員外、子どもは参加できません。
- ・事前学習会を原則 2 回行います。

※実施 3～4 ヶ月前までに消費材 StepUp 点検申請書（書式 21）を事務局に提出します。

※実施後 2 ヶ月以内に「現地点検確認書」、「消費材 Step Up 点検報告書」を提出します。

詳細 「消費材 Step Up 点検実践マニュアル」（事務局へ依頼）

（４）講座・学習会・講演会

①食育講座

- ・食の大切さを伝え、健康な食生活を提案する、食育推進スタッフ（愛称：mint）による食育講座です。
- ・「新規加入者・子育て世代」もしくは員外を中心に活用してください。

	参加対象	開催単位	講座内容（講座名）
組合員	新規加入者・子育て世代	ブロック・支部	離乳食講座➡5 の法則の 2 回連続
員外向け	小・中学校・チャレンジスクール	1 クラス・1 学年	総合学習・いのちの学習(仮)
	法人職員・保護者		離乳食・5 の法則

- ・ブロック・支部で開催することができます。回数の制限なく、講師料はかかりません。
- ・新たに、講座やツールができた場合はブロック会議資料で案内します。
- ・問合せは活動推進部、食育推進スタッフまでお願いします。

※2022 年度より、未登録子育て施設（学校含む）でも食育講座が無料で開催できます。

講座を開催する場合は、食育講座申込書（書式 23）を事務局に提出、もしくは本部に FAX で送信下さい。日程に余裕をもって、複数の希望日を記入して提出してください。詳細 関連書式 23

●紹介したい施設に組合員が届けます 「生活クラブの食育講座お知らせセット」

お子さんが通っている学校や幼稚園・保育園・学童に、生活クラブの「食育講座」や「法人向け食材配送サービス」のお知らせを届けましょう。お申込みは、生活クラブホームページより簡単にできます。

生活クラブ食育講座のご案内➡「食育講座お知らせセットお申込み」に記入してください。確認後、
①お手紙と申込み書式 ②食育パンフ（食育講座・法人向け食材配送サービス）③生活クラブデータブック 2021 のセットをご自宅に配達便で届けます。また、事務局と一緒に説明に行くこともできます。

②バイオサポ基礎講座/バイオサポーター養成講座等

- ・地区、支部、ブロック主催で、健康的な食べ方を学ぶ学習会を実施できます。
- ・講師料はかかりません。
- ・「バイオサポ基礎講座」開催後（同時開催可）の追加メニューとして以下の講座開催が可能です。
「ビジョンフード講座」、「献立作成ワークショップ」、「バイオサポラボ（活動ツールの実演）」
「子育て支援講座」、「アクティブシニア講座」
- ・「バイオサポーター養成講座」は、「基礎講座」に参加した組合員を対象とします。
- ・単協独自のバイオサポ活動ツールとして3種類の実験キット（ジュースの着色料・ソーセージの発色剤・だしについて）があります。（事務局へ依頼）

※開催 40 日前までにバイオサポ基礎講座・養成講座申込書（書式 24）を事務局に提出します。

関連書式 24

<バイオサポ学習会一覧>※すべてオンライン対応が可能です。

バイオサポ基礎講座	「バイオサポとは？」から栄養の基礎知識まで。バイオサポの考え方の基本が理解できます。（60 分） ※事前の市場調査あります。
バイオサポーター養成講座 （原則としてバイオサポ基礎講座の受講者が対象です）	消費材の優位性としての「食べもの情報」とそれを健康に活かしていく「食べ方情報」を発信できる人を養成します。（90 分） ※オンラインの場合は2回に分けて連続講座としても対応します。
ビジョンフード講座 （牛乳・鶏卵・米・豚肉・鶏肉・牛肉・農産物）	各ビジョンフードの「食べ方情報」と「食べもの情報」をセットで伝えます。基本的にはバイオサポ基礎講座やバイオサポーター養成講座と組み合わせます。（各 30 分） ※オンラインの場合は単独で対応することも可能です。
バイオサポ子育て支援講座	「楽しく、かしこく バイオサポ食育 BOOK」をもとに内容を構成しています。プレママから幼児期まで。昆布水ワークショップします。（60 分）
バイオサポアクティブシニア（美食百彩）講座	女性の体の生物学的な変化とその向き合い方のヒントを学ぶ知見を加えバージョンアップしました。食べる前の準備体操やります。（60 分）※美食百彩を試食する場合は主催者でご用意ください。
職員・ワーカーズ向け講座	バイオサポの考え方からビジョンフードの語り口まで。（応相談）

＜学習会のオプション・メニュー＞※実参加での開催のみ対応します。

献立作成ワークショップ	数人ずつのグループに分かれて、テーマを選んで、栄養素の組み合わせを考えた献立を作ってみます。模造紙に書き出し、グループごとに発表、共有します。(30分～)
バイオサポラボ実演	食べものの選びを考えるきっかけとなる活動ツールで、簡単な実験がセットになっています。着色料(A)、発色剤(B)、化学調味料(C)の3種類があり、未加入者や新規組合員を対象にしています。3つのラボの実験部分を中心にデモンストレーションを行い、ラボの流れとポイントを説明します。(30分)

＜要望に応じてデモンストレーション＞※実参加での開催のみ対応します。

*バイオサポなまラボ	組合員拡大を目的とした企画での活用を想定した内容で、無果汁飲料の実験(バイオサポラボA)がセットされています。未加入者に加入を検討してもらう組み立てになっています。(30分)
*バイオサポこどもラボ	子どもたちにも食べものの選びの大切さが理解できるように組み立てられています。「バイオサポラボ」のような実験が、子どもにわかりやすくセットされています。(60分)

③講演会、上映会

- ・地域の人に食の安全を学ぶ機会を作るために著名人を講師に迎えて『添加物についての講演会』などを開催することもできます。
- ・NPO法人大人の学校のコーディネートも利用できます。

(5) 展示即売会・内覧会

- ・『きて・見て・ふれて・確かめて』をコンセプトに、本企画・ミニ企画(ブロック主催)、相談販売会・学習会(ブロック・支部主催)、見学会(ブロック主催、実行委員対象)の区分で企画します。
- ・カリモク家具ショールーム、東京真珠、パラマウントは内覧会があります。
- ・本企画、ミニ企画、相談販売会では、前日や当日の準備・販売・片付けに関わるスタッフに対し、1時間あたり800円の手当、交通費、昼食代を補助します。
- ・実行委員に対し、開催までの会議にかかる通信費、交通費、昼食代を補助します。

関連書式 25

詳細 資料編 27「展示即売会マニュアル」

(6) 消費材意見・要望

- ・消費材は、今ある形が完成品ではなく、その時々最良の形です。今ある消費材に対して、組合員アンケートや市場調査を重ね、意見をまとめ、私たちの欲しいものに変えていく要望を、連合会に提出することができます。また、現在取り組みのないものも、組合員アンケートや市場調査を重ね、意見をまとめることで要望を提出することができます。

- ・組合員の消費や利用状況を調査、一般商品の表示、価格、売られ方、CM等をチェックします。
- ・調査したことは整理し問題点をまとめます。
- ・消費材の開発視点や経過、現在の到達点・利用率等について調べます。
- ・消費材が変わる、または新規に取り組む事で利用が上がることを明確にし、意見をまとめます。

関連書式 26

資料編 28「消費材事故・クレーム対応比較表」

★消費材意見要望の手順

- ①個人の意見
- ②地区の意見
- ③支部の意見
- ④ブロック消費委員会集約
- ⑤共同購入政策委員会（ 受付 6月、10月、2月 ）
- ⑥連合消費委員会で検討・改善 受付（7月、11月、3月 ）
- ⑦受付月の翌月に意見要望に対する連合の見解を確認

※緊急を要する意見要望は受付月以外の提出も可能

1. サステイナブル活動

【1】生活クラブのサステイナブル活動

私たちの活動の礎となっているのは、「平和と民主主義」がある社会です。命を脅かされない平和、一人一人の意見が尊重される民主主義の社会を目指して「未来を創る活動」に取り組みます。

「持続可能な社会」の実現が「未来を創る活動」へとつながります。SDGsを実践し、環境保全を意識した選択をする人を増やします。

【2】生活クラブのエネルギー7原則

わたしたちは、人類の共通資産である化石資源を大量に消費することで、産業革命以前の人々とは比べようのないほど膨大なエネルギーを獲得し、いまの豊かな暮らしを実現しています。

このような暮らしは持続可能（＝サステイナブル）ではありません。3.11は、これらのことに改めて気づかせてくれました。わたしたちは、限りある資源を未来の子どもたちと分かち合わなければなりません。そして、“もったいない”という気持ちを大切に作る暮らし、“足るを知る”という節度ある暮らしに立ち返りたいと思います。

生活クラブは、省エネルギーをすすめながら再生可能な自然エネルギーによる電気の普及に取り組み、一日でも早く原発に依存しなくてよい社会を構築することを決意して、ここに「生活クラブのエネルギー7原則」を定めます。

- 1：省エネルギーを柱とします。
- 2：原発のない社会、CO₂を減らせる社会をつくります。
- 3：地域への貢献と自然環境に留意した発電事業をすすめます。
- 4：電気の価格や送配電のしくみを明らかにします。
- 5：生活クラブの提携産地との連携を深め、エネルギー自給率を高めます。
- 6：エシカルコンシューマーとして、再生可能エネルギーによる電気を積極的に共同購入します。
- 7：生産から廃棄までトータルで責任を持ちます。

原則の詳細 資料編 29

【3】サステイナブル活動の組み立てとツール

（1）“食べ物の遺伝子操作” への反対活動

ストップ遺伝子組み換え運動を継続するとともに、新たな遺伝子操作の仕組みであるゲノム編集や主要種子法廃止など、食と農に大きな影響を及ぼすと思われる「タネ」の問題について学習し、食と環境の未来を守る活動を展開します。

※「GM」遺伝子組み換え 「GMO」遺伝子組み換え作物

①GMOフリーゾーン登録運動

農家や山主さんが自分の農地や山林に遺伝子組み換え作物を持ち込まないことを宣言する「GMフリーゾーン宣言」、農地は持たないけれど、遺伝子組み換え食品を食べたくない、遺伝子組み換え作物を栽培してほしくないと考える人の「GMOフリーゾーンサポーター宣言」を増やし、NON-GMエリアを点から面へと広げます。

関連書式 30

②GMナタネ自生調査

大量に輸入されている遺伝子組み換えナタネが、流通中にこぼれて日本の生態系で自生していないかを、全国の市民がチェックする活動です。ナタネ（アブラナ）の咲く季節にそれぞれの生活圏で検査し、情報を共有しています。

③大豆一粒運動

NON-GMの大豆畑を増やすために、出資者を募り出資金を集め、協力農家にNON-GM・無農薬（原則）の大豆栽培を依頼し、出資口数に応じて大豆を分配しています。環境にやさしい農業を営む農家と交流できる活動もしています。各ブロックで運動を組み立てます。

④映画「遺伝子組み換えルーレット」(DVD)

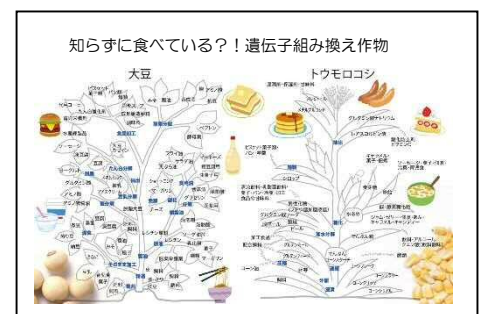
ドキュメンタリー映画（2012年）。生活クラブ連合会が製作協力したため、主催上映ができます。上映時間85分。生活クラブ埼玉および連合会が上映会用DVDを所有しています。

関連書式 31

⑤「GMツリーの図」

GM作物は、様々な原材料に姿を変えて私たちの生活に深く広く入り込んでいることが、一見して分かります。

データ保存されています。事務局問い合わせてください



(2) 有害物質ゼロを目指す活動

人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質の環境への排出を減らすために、合成洗剤の使用をやめてせっけんを利用する人を増やす活動をします。

①シャボン玉月間活動（7月）

せっけん運動ネットワークの参加団体（生活クラブほか全国66の生協・NGOが参加。傘下の組合員数 約200万人）が全国で一斉に展開するキャンペーン活動。シャボン玉月間ポスターの掲示、行政訪問や学習会の開催などをします。

②冊子「せっけんで暮らそう」

マンガ仕様で語られている冊子（2017年8月改訂版）のPDFデータ版を生活クラブ埼玉のWEBサイトで見るができます。サイト内検索「せっけんで暮らそう」



③展示用パネル「せっけん」

合成洗剤との違いなど、せっけんに関する基礎的な情報が分かりやすく表示されています。（B1版・2枚組）



④合成洗剤をやめていのちと自然を守る埼玉連絡会

活動拠点をさいたま市に置く連絡会で、生活クラブ生協の他、水・合成洗剤などの課題に関わる個人・団体（水道労働組合、エスケー石鹸株式会社など）が参加しています。

この連絡会の「ミジンコ講座（せっけんと合成洗剤、香害に関する講座／講師派遣有料）」や冊子「せっけんのススメ（500円）」を利用できます。

連絡会と県との長年にわたる話し合いの中で、県が動き自ら作った「香害ポスター」も活用できます。また、国の5省庁（消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省）が連名で作成したポスターもあります。埼玉県、5省庁が発行元なので公共施設などに貼りだすこともできます。

「埼玉県 香りのエチケット」「5省庁 香害ポスター」で検索してください。



（3）自然資源を大切に活動

私たちが生きる上で必要な「水」を守っていくために、水源地である秩父の森についての現状を知り、保全する活動に取り組みます。秩父の森を守り次世代に引き継いでいくためのトラスト運動*の紹介、身近な里地里山を守る活動や県産材・国産材の活用と利用、水源地保全のための調査活動などをすすめます。

*「**トラスト運動**」地球環境を無秩序な都市化や野放図な開発から守り、自然環境や歴史的建造物を後世に残していく市民活動（運動）

主に、サステナブル政策委員会のもと、森と水の実行委員会が担っています。

森と水の委員会は荒川源流域のトラスト運動をすすめたメンバーを中心に発足しました。

①森と水の出前講座

森と水の実行委員会が開催する「森と水のおはなし館」。紙芝居を用いて、私たちと森、水源林、水、川などとの連関を分かりやすく伝えます。開催費用は無料（会場費等は主催者負担）。

30～60 分を目安に設定してください。

関連書式 32

②環境学習応援隊（埼玉県） 学校の環境教育に協力する民間組織の活動

森と水の実行委員会が小学校に出向き、紙芝居やクイズを通して、水や自然を大切にする暮らし方を一緒に考える出前授業を行います。（対象は小学 4～6 年生）

小学校が実施する際は、小学校が埼玉県環境政策課に申込む必要があります。小学校の先生に開催を提案してください。「森と水のおはなし館」は環境学習応援隊に登録されています。

（4）ごみとCO₂の削減

①3R 推進活動

グリーンシステム（Rびん、P 袋、カタログの袋、牛乳キャップの回収）による CO₂削減をすすめます。

・「3R」 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再利用）

・「グリーンシステム」 地球生態系のためのごみ減量システム

（ Garbage Reduction for Ecology and Earth's Necessity ）の頭文字を取っています。

・「R（リターナブル）びん」

Rびんは繰り返し使用できるびんです。

Rびんを 1 本使用することで CO₂が平均約 250 g 削減されます。

回収率が 90%未満の場合、再商品化費用が必要になります。

・牛乳びんのフタとサイドスコア ゴミ袋に再生しています。

・P（ピッキング）袋 再度 P 袋に再生したり、プラ原料で使用しています。

・カタログ回収 自治体で回収する場合の「雑紙」の品質ではなく、より質の高い「家庭紙」の原料として再生されます。



詳細 連合会ホームページ「グリーンシステムビギナーズガイド」

②展示用パネル「リサイクル」

B 1 版・2 枚組、グリーンシステム、牛乳キャップ、ピッキング袋のリサイクルの工程をまとめました。



（5）原発のない社会を目指す活動

CO₂の削減と共に、再生可能エネルギーの自給圏づくりを進め、原発に頼らない安全な社会を作ります。エネルギーの使用を「減らす」、再生可能エネルギーを「つくる」、「使う」を柱に、「自然エネルギー」*への共感を広げ、エネルギー問題について学習する機会をつくり、「生活クラブでんき」の利用をすすめます。

*「自然エネルギー」自然の力で定常的に補充されるエネルギー資源（同義語：再生可能エネルギー）

資料編 30 「生活クラブでんき推進のための資料」

①電気の学習会（生活クラブエナジーおよびグリーンファンド秋田）

㈱生活クラブエナジー、または、秋田県にかほ市で生活クラブ風車「夢風」の発電事業・現地と首都圏の組合員をつなぐ役割を担う「グリーンファンド秋田」より講師を招いて、生活クラブでんきについて詳しく学ぶことができます。講師交通費（基本的に都内から）の実費は主催者負担です。

関連書式 33

②省エネ講座

㈱生活クラブエナジーまたはグリーンファンド秋田より講師を招き、地球温暖化や家庭での省エネ、親子参加の工作など、親しみやすい8種類の講座や省エネ個別相談を開催することができます。講師料は2時間を限度に1回10,000円と講師交通費、ゲーム、工作キットなどの実費は主催者負担です。

関連書式 33

詳細 資料編 31 「省エネ講座メニュー」

③自然エネルギー基金助成

生活クラブでんきを契約する際に「寄付金つきメニュー」を任意でプラスすることができます。寄付金つきメニューを選択すると、毎月の電気料金の5%分を「生活クラブ自然エネルギー基金 for 5%」に寄付することになります。基金は、再生可能エネルギーや省エネルギーを推進するための資金として活用されます。

この基金からの助成金を利用して、エネルギーに関する講演会や上映会・イベントを支部・ブロックで開催することができます。

埼玉全体で上限10万円。対象期間は2022年4月1日から2023年2月末日まで。

上期のべ切は1/10、下期のべ切は6/3となります。

申請書・報告書提出。審査があります。詳細は事務局に問い合わせてください

④生活クラブでんきの生産者（発電所）交流会、見学会

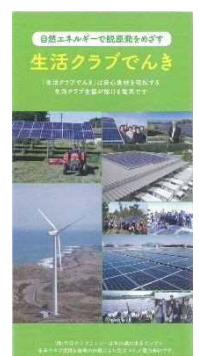
グリーンファンド秋田（風車夢風）、会津電力、飯舘電力、その他各地の生活クラブでんきの発電所となっている市民電力との交流会・見学会を企画することができます。

関連書式 33

⑤関連資料

- ・でんき Life Book 生活クラブでんきを使った生活提案
- ・寸劇（台本付き）

詳細 事務局に問合せ



（6）平和と民主主義の社会を目指す活動

全ての活動の前提となる平和活動を推進し、戦争、核兵器のない世界を目指します。
平和な世界を次の世代につなげるための活動として、日本生活協同組合連合会主催の「ピースアクション」への代表派遣を行います。

1. たすけあい活動

【1】生活クラブのたすけあい活動

公的福祉が後退する今、協同組合には地域のセーフティネットの役割を果たすことが期待されています。それは誰もが安心して暮らし、対等につながり、互いにたすけあう社会を作ることでもあります。

私たちは共同購入活動を通して組合員（消費者）の力を結集し、社会問題を解決してきました。同じように、たすけあい活動を通して組合員（生活者）の願いを結集し、福祉の課題を解決していきます。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられる社会を目指し、たすけあい活動に取り組みます。

【2】生活クラブの福祉・たすけあい8原則

各地の生活クラブ、運動グループ、提携生産者が共有し、その地域に必要な機能を描き、「福祉の自給ネットワークづくり」を目指して、「生活クラブの福祉・たすけあい8原則」を定めました。

- 1：多様性
- 2：尊厳の尊重
- 3：参加型社会
- 4：働きがいのある人間らしい仕事
- 5：居場所づくり・役割づくり
- 6：子育て支援
- 7：介護支援
- 8：社会的孤立への支援

原則の詳細 資料編 32

【3】4つの「たすけあい活動」

生活クラブ埼玉のたすけあい活動は大きく分けて4つあります。

（1）「エコロ制度（おたがいさまのたすけあい）」

エコロ制度を理解し、参加し、利用し、広めていく活動です。

（2）「共済（経済的支え合い）」

生活クラブ共済ハグくみ、CO・OP共済への理解を広げ、加入を増やして、制度と地域福祉をより良くしていく活動です。

（3）「地域コミュニティづくり」

誰もが大切にされ、安心して暮らせる地域を作るために何が必要か、考え、学び、行動に移していく活動です。

(4)「福祉事業（わ〜くわっく）」

生活クラブ埼玉は運動グループと共に、地域に必要な福祉事業に取り組んでいます。利用者や支援者として関わることで、組合員から地域へ安心を広げていく活動です。また、たすけあいを事業として展開する主体者を生み出していくことも大切な活動です。

2. エッコロ制度

毎月 100 円の会費で、おたがいさまのたすけあいと地域の福祉活動を応援するしくみです。組合員は会費を支払って制度に加入します。加入率 100%を目指しています。

【1】エコロ制度の目的

(1) 会員同士のたすけあい

エコロに加入している組合員が利用できます。

①くらしのサポート

日常生活での「ちょっと困った」をサポートします。

②組合員活動サポート

活動中の事故やケガ・消費材の破損の保障などと、家族の見守りなどのサポートをします。

③お祝い

出産と加入 30 年のお祝いです。

サポートの詳細 エッコロ制度ガイドブック

(2) たすけあいのまちづくり

「おたがいさまのたすけあい」を地域に広める活動を、エコロ会費で応援します。

①Tハウス

誰もが安心して集い、気軽に相談できる居場所を身近に作っています。

②生涯学習と地域交流

子育て支援や生活技術など、暮らしを良くする講座の開催や、地域での交流を支援します。

③エコロ基金

地域の課題解決に取り組むワーカーズを支援しています。

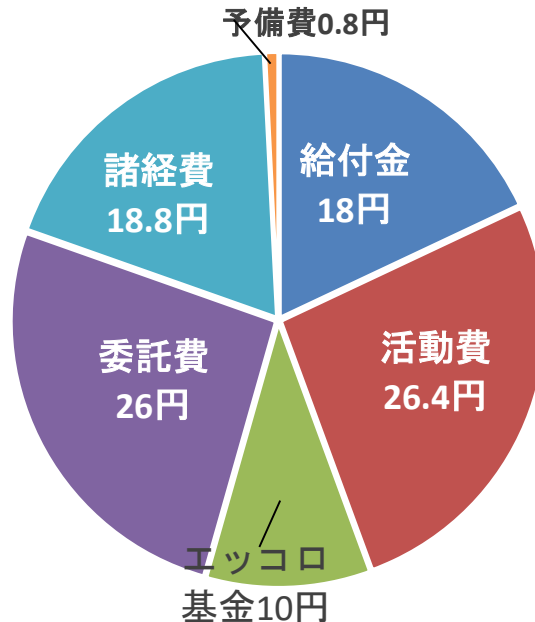
④エコロ制度を支える活動

サポート成立を助けるコーディネートや審査・給付に関する活動などを支えます。

【2】エコロ会費

（1）エコロ会費（100円/月）の使いみち

2021 年度予算内訳



【3】エコロ予算

（1）給付金

「くらしのサポート」「組合員活動サポート」「お祝い」への給付です。

（2）活動費

＜ブロック活動費＞

①エコロ学習会

エコロ制度ガイドブックの内容についての学習会です。主催者が支部、または拠点（デポーを含む）を使って開催する組合員の場合、上限 5,000 円/年の補助があります。

②ブロック活動推進費

ブロックのたすけあい活動推進に関する予算です。

- ・各種交流会（エコロコーディネーター、エコロさん、よりそいサポーター、助成団体など）
- ・人材育成、くらし方講座（地域で気軽にたすけあえる人材育成や地域で安心して暮らしていくために必要な講座）、サポーターのスキルアップ講座、子育て関連講座など

資料編 11 大人の学校講座 資料編 35 C C S 講座

③地域福祉創設費

新たなたすけあいグループ創設や地域コミュニティづくりを推進するための予算です。

- ・エコロさん※の活動費
コーディネート手数料、会議費（茶菓子代、印刷代等）会場費、交通費、通信費

※支部内でサポートを依頼する人とエコロサポーターをコーディネートする人。1支部に1人。

・たすけあいグループの活動費

会議費(茶菓子代、印刷代等)会場費、交通費、通信費

関連書式40

エコロさん、たすけあいグループの詳細 エコロ制度ガイドブック

・エコロカフェ、災害時の備え、支え合いマップ作りなど、地域の課題解決を目指す活動の費用

関連書式48

④委員会活動費

エコロ福祉委員会の活動をサポートします。交通費、昼食費をエコロ予算から補助します。

＜全体活動費＞

① 子育て講座開催費

N Pプログラム、ほめ＊ほめ子育てトレーニング開催費

② 地域福祉活動費

よりそいサポーター養成講座開催費、Tハウス運営費・開催経費、よりそいサポーター会議費
Tハウス連絡会、(交流会・現任者研修)開催費、エコロさん交流会開催費

③ 制度経費

『生活と自治』リーディング費用、集団託児用備品、サポーター保険料

(3) エコロ基金

毎月のエコロ会費 100 円の中から 10 円相当を積み立て、地域福祉に関わる団体を支援する福祉基金として、たすけあいのまちづくりに生かしています。今年度もエコロ基金を活用し埼玉ワーカーズ・コレクティブ連合会とともに、たすけあいワーカーズの推進に取り組みます。

①たすけあいワーカーズづくりのための交流会・学習会の費用補助

暮らしの中での困った出来事に解決の糸口を探したいときや、ワーカーズという働き方に興味を持ったときなどに、すでにワーカーズで働いている人との交流や、ワーカーズとは何か、といった学びの場などを持つことができます。所属の支部やブロックに相談してください。

②ワーカーズ連合会による、設立までの伴走支援に対する助成

ワーカーズに興味はあるけれど何から始めていいかわからない、といったときにワーカーズ連合会からの様々な支援を受けることができます。ワーカーズ連合会へ直接問い合わせてください。

連絡先：Tel/Fax 048-767-7511 メールアドレス：saitama.waakore@gmail.com

③新設および新規たすけあい事業に対する初期費用補助

たすけあいワーカーズとしてスタートするときや、今あるワーカーズが新たなたすけあい事業を始めるときに、初期費用を補助します。申請用紙を本部へ提出してください。

関連書式 50

資料編 38 実施要項

(4) 委託費

地域のたすけあいワーカーズにエコロコーディネートやワーカーズ利用補助制度の委託をしていま

す。サポートに備えてスタンバイしています。

(5) 諸経費

サポーター保険料、エコロガイドブック作成費用、会議費、託児用備品、職員人件費

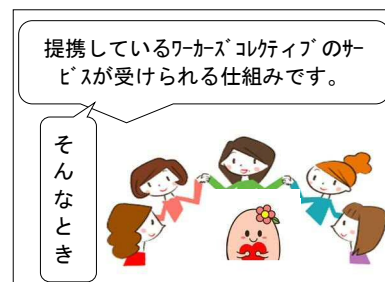
3. 共済（経済的支え合い）

自分たちに必要な保障を、より多くの組合員がたすけあうことで、制度改善し、たすけあいを本質とする共済に作り上げていくことができます。「もうひとつの消費材」としての「生活クラブ共済ハグくみ」と「CO・OP 共済」の意義と価値を学ぶ機会を持ち、加入をすすめます。共済について学び、共済の価値を伝えること、加入者を増やすことを事務局と連携してすすめていきます。

【1】共済推進活動

(1) 生活クラブ共済「ハグくみ」

- ①生活クラブ独自の共済で、生活クラブの組合員だけが加入できます。組合員の生活に必要な消費材の一つですので組合員活動ですすすめます。
- ②特徴は、経済的たすけあいだけでなく、直接的サポートのしくみである「生活クラブ共済ケアサービス」を併設していることです。
- ③「生活クラブ共済ケアサービス」とは、地域のワーカーズ・コレクティブ等による生活・家事支援、入通院の付添いなどのサポートを一部自己負担無しで受けられる独自の取組みです。埼玉ではサービスを提供するたすけあいワーカーズの対応範囲を各地域に広めていきます。



詳細 資料編 33

(2) CO・OP共済

全国の生活協同組合の組合員910万人が加入している制度です。「自分の掛金が誰かの役に立つ」という組合員同士の助け合いのしくみです。組合員それぞれの状況に合った保障が選べます。

（３）共済推進のためのツール

- ・骨密度測定器、乳がん触診キット、ハグみちゃん着ぐるみ、コーすけ着ぐるみ、ぬいぐるみが共済推進のイベント等で活用できます。 ※費用はかかりません。申し込みは事務局へ



- ・生活クラブ共済ハグくみとＣＯ・ＯＰ共済のホームページにはペーパークラフトやぬりえなど、ダウンロードして使えるツールがあります。共済推進のチラシ等に活用しましょう。

※チラシは共済連による記載内容の確認が必要な場合があります。配布前に事務局に問い合わせてください。



【２】共済推進のための学習会

（１）ライフプラン講座（オンライン開催可）

共済の価値を学ぶ場として「ライフプラン講座」の開催をすすめます。この講座では、共済加入推進や保障の見直し相談を行います。健康で元気に暮らすことや、生きがいを持って幸せに暮らすために必要な保障、人生の節目の計画やその裏づけとなる資金計画を学ぶことを目的に開講をすすめます。

- ・地区・支部・ブロック・委員会主催で、参加者５人以上（員外含む）で開催できます。
 - ・講師は「生活クラブＦＰの会」（以下ＦＰの会）から派遣されます。講師料は無料です。
- ※講座後、個人相談も設定できます。１人５０分（有料）で、事前申込みが必要です。
 ※参加人数、共済加入状況に応じて開催費用の補助があります。

提出書類(提出先：センター事務局)

- ・参加者アンケート（実開催の場合は当日会場で提出、オンライン開催の場合は各自提出）
- ・開催報告書※支援費を請求しなくても必ず提出。
- ・ライフプラン講座チラシ（組合員へ配布したもの※データ可）
- ・講座風景写真（カラー写真データ１～２枚 ※オンライン開催の場合は不要）
- ・参加者名簿（データ可。組合員の場合は必ず組合員コードを記入。名簿の共済加入覧には、ＣＯ・ＯＰ共済に加入されている方は印をつけてください。ＣＯ・ＯＰ共済は火災を含み、生活クラブ共済、その他保険は含みません。）※支援費を請求しなくても必ず提出。
- ・主催者アンケート
- ・領収書（支払いがあった場合）

関連書式 42

講座内容 資料編 34

手順	詳細	スケジュール
講座テーマを決め、ライフプラン講座申込書をセンターへ提出	複数候補日を設定→後日、ＦＰの会から結果連絡 オンライン開催の場合 ・講師の参加場所は配信会場または自宅。（講師と要相談）	３か月前

	・サテライト会場を設ける場合は、会場の wi-fi 環境、貸出用プロジェクター・貸出用スクリーンがあるか貸出し金額も確認する。（会場に貸出用がなければセンターに貸出し可能か確認する。） ・当日パソコンを扱える担当者を決めておく。	
会場の確保 チラシの作成	託児を設ける場合は託児場所を確保する。その他はエコロガイドブック参照	3 か月～ 2 か月前
F P の会の担当者と連絡先の交換 詳細、打ち合わせ	予定人数、会場案内、講師の交通手段に応じ、駅から送迎する場合はその打ち合わせ、主催者側で準備する物など オンライン開催の場合 ・当日の流れを事前に打ち合わせておく。 ・参加人数が確定したら講師に連絡する。 ・ホストは主催者が実行する。講師に共同ホストを頼む場合は事前に相談する。 ・2週間前までに当日資料をセンターに送信してもらう。 ・事務局に当日の ZOOM 予約を依頼し、ZOOM の ID/パスワードを参加者に配信してもらう。 ・事務局に当日資料・参加者アンケートを配布依頼する。	2 か月～ 1 か月半前
参加者・託児依頼者の確認	チラシ締め切り日にセンターに問い合わせ、参加人数、託児依頼者状況を確認	1 か月前～ 3 週間前
お茶菓子の注文 (領収書必須)	条件を満たす場合補助が出ます。お茶菓子等に充てられます。	2 週間前～ 1 週間前
イベント保険の申請	参加予定人数、スタッフ、託児の子ども、サポーター、講師など全ての人数で提出（本部）	1 週間前～ 前日
当日：会場セッティング オンライン開催の場合 ・サテライト会場機材セッティング ・ホストは 30 分前に ZOOM ルームを開き 音声チェックをする。	準備するもの：参加者名簿・参加者アンケート・<u>開催報告書</u>※・資料・カメラ・お茶菓子 ※講師の振り返り欄を必ず、<u>当日</u>講師に書いてもらう。 オンライン開催の場合 ・講師の振り返りのコメント、LPA ナンバーをメールで送信してもらえるよう依頼する。 ・QR コードからアンケート返信できるが、できない方はアンケート用紙を次週配達便にて提出するようお知らせする。	当日～ 速やかに
終了後：提出書類をセンターへ提出	開催報告書、チラシ、講座風景写真(オンラインの場合は不要)、参加者名簿、主催者アンケート、領収書(お茶菓子を用意した場合)をそろえ提出	終了後～ 速やかに

《講座についての問合せ先》

ワークス・クリエイティブ 生活クラブ FP の会

(メール) tomoko-fujii@mx10.ttcn.ne.jp (事務局 藤井智子)

(TEL) 03 - 5285 - 1865 (FAX) 03 - 5285 - 1864

(2) CO・OP火災共済学習会

近年多発する自然災害に備えるために、生活クラブではCO・OP火災共済・自然災害共済を取り扱います。制度内容の理解を深めるために、学習会を開催します。

- ・地区・支部・ブロック主催で、参加者5人以上（員外含む）で開催できます。
- ・平日10:00～17:00に設定してください。説明に要する時間は30分程度。（質疑応答除く）
- ・講師はこくみん共済CO・OP（全労済）から派遣されます。講師料は無料です。

※学習会の費用と講師の交通費は不要。参加者交通費の補助はありません。会場費は主催者負担。

関連書式 41 ※第3希望まで記載し、開催4週間前までに申請（生活クラブ本部福祉推進部あて）

(3) SSカフェ（ソーシャルセキュリティーカフェ：社会保障について知る機会）

社会保障制度を生活に役立てるために、気軽に学ぶ場として開催をすすめています。社会保障制度は、生活を守るセーフティネットの機能を持っており「社会保険」「社会福祉」「公的扶助」「公衆衛生」があります。社会保障を知ること、地域福祉や共済に関心を持つきっかけとします。30分程度の内容なので様々な講座企画に合わせて開催してください。

※申し込みは事務局へ（講師は事務局が担います）。

4. 地域コミュニティづくり

【1】子どもと子どもに関わる人の支援

(1) CCS子育て・子育て支援講座

CCS（NPO法人コミュニティケアクラブ埼玉）の講座を活用し子育て世代の仲間づくりをしながらポジティブな子育てのスキルを学びます。子育て世代の活動参加に有効であり、また員外参加者が生活クラブに加入する機会としても実績があります。オンラインで開催できる講座もあります。

- ・基本的には支部が主催、ブロックは積極的に支援します。
- ・ファシリテーター（進行役）・講師の謝礼と交通費、会場費はエコロ予算から補助されます。ファシリテーター・講師との打ち合わせ等にかかる費用と事務用品費等は支部負担です。
- ・講座の手配は、事務局へ依頼してください。

関連書式 45 詳細 資料編 35・37

①NPプログラム（オンライン開催可）

1980年代にカナダで生まれた子育て中の親のための支援プログラムです。0～5歳の子どもの親がグループの中で互いの体験や不安を話し合うことによって、子育てのスキルを高め、自信を取り戻していきます。ファシリテーターは、一人ひとりの価値観を尊重しながらプログラムを進行し、講座終了後も参加者同士が子育て仲間としてつながっていくよう支援します。

- ・参加対象・・・0～5歳の子どもの保護者10名前後。原則として全回参加できる方。
- ・回数・・・2時間×6回＋アフタープログラム、体験版があります。
- ・NPプログラム本企画（体験除く）で使用する茶菓子は、プログラム目的の中にある「リラッ

クスし、和む」ための必要な道具であることを前提に、基本は参加者から 500 円を徴収し、主催者が茶菓子を用意します。主催者は、7 回目のアフタープログラムで、生活クラブとして利用を呼び掛ける消費材を用意するなど、事前にファシリテーターと打ち合わせておきましょう。500 円の配分はNPプログラム 6 回分を基本とし、7 回目のアフタープログラムの茶菓子については参加者の状況を見ながら相談して決めましょう。

②ほめ*ほめ子育てトレーニング（オンライン開催可）

親子のコミュニケーションを良好にする効果的な子どものほめ方・叱り方を、ロールプレイを使って学びます。肯定的な働きかけによって子どもに伝わりやすく、親の負担感を軽くする方法を身につけます。

- ・参加者対象・・・3～9 歳（16 歳頃まで対応可）の子どもの保護者 10 名前後。原則として全回参加できる方。
- ・回数・・・1 時間 45 分×7 回、体験版があります。
- ・主催者はパソコン、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードを用意してください。

③上記以外の講座

- ・CCS では、上記講座以外にも子育てに関する講座があります。
- 例：育自の魔法、パパのための子育て講座等。

（2）その他の子育て講座

- ・他の団体、個人、行政の方などを招いての講座も企画できます。

（3）支援活動

①子ども食堂

- ・子ども食堂は、成り立ち等も含め様々な思いがあり地域性もあることから、自由な活動として地域コミュニティでの自立と自主性が重要と考え、生活クラブが組織化することは必要ないと判断しています。しかし、現状では生活クラブの支援を受けているところや、拠点等で開催しているところもあります。拠点で子ども食堂を実施する場合、以下を確認してください。
- ・子ども食堂等を開催する時は、食品営業許可やイベントなどの臨時出店届が必要な場合があるので、各保健所に相談して必要な手続きを行いましょう。
- ・生活クラブ（支部）が子ども食堂等を開催する場合、また生活クラブの施設を使って子ども食堂等を開催する場合は、生活クラブへの届出をしてください。営業活動は不可ですが、無料もしくは実費程度の参加費で実施してください。

主催	保健所への対応	生活クラブ施設使用	外部の施設使用	生活クラブへの届出
支部等（Tハウス、連も含む）	主催・共催する場合は保健所に相談する。（臨時出店届けや営業許可）	無料もしくは実費負担程度の参加費であれば、多様な世代の居場所のひとつとして、「子ども食堂」を認める。	保健所への対応必要。営業活動は不可。左記に準ずれば可。	ブロック会議への届出が必要
他団体	各団体で判断		各団体で判断	生活クラブ施設を使用する場合、ブロック会議への届出が必要

関連書式 46

②生活クラブフードバンク

- ・フードロスの削減と食を通じたコミュニティ形成支援を目的にした生活クラブ独自のしくみです。飯能デリバリーセンター（飯能DC）にて、組合員へ供給できない在庫品を支部が関わる福祉活動に活かします。
- ・支部や運動グループが開催している子ども食堂、困窮者への配食等に活用できます。

※利用したい支部はセンター事務局に問い合わせてください。ブロック会議で承認後、利用できます。

③若者おうえん基金

児童養護施設や里親など、なんらかの事情があって「社会的養護」と呼ばれる公的な支援のもとで育った子ども・若者たちが、社会の中で自らの力を発揮して生きていくことを応援するために、東京・神奈川・埼玉の生活クラブで首都圏若者ネットワークと連携して基金を創設し、伴奏支援を行う団体に助成を行っています。

学び、働き、暮らす上でさまざまな困難に直面している若者たちの現状を知り、彼らに伴走支援する身近な団体をさらに応援できるよう、ブロック・支部で交流会を開催しましょう。

関連書式 51

【2】 学びの場をつくる

①地域で安心して暮らしていくために必要な講座

世代を問わず安心して暮らしていくための学びの場を設けます。

開催にあたっては運動グループの講座や外部講師を活用できます。

- ・CCSや大人の学校でさまざまな暮らし方の講座を開催していますので活用しましょう。
- ・CCSの介護技術講座が活用できます。

内容：地域や家庭で介護に携わっている人を対象にテーマを絞って介護に関する技術を勉強します。福祉関連の専門学校の講師をお願いします。

参加者が用意するもの：大きめサイズで伸縮性のある長袖の上着（かぶりタイプ&前開きタイプ 各1）・汚れてもいい服装

費用：講師謝礼1万円+交通費実費。CCSコーディネート料2,500円。

関連書式 45

詳細 資料編 11・35・37

②葬儀学習会・見学会

元気な今だからこそ考えられる自分らしい葬儀や大切な方の葬儀を学習できます。

諸手続きの説明及び葬儀の流れ、生活クラブ葬「ゆうなぎ」、エコ棺紹介など、生活クラブ葬祭サービスの職員がわかりやすく説明します。

- ・地区・支部・ブロック主催で、参加者5人以上（員外含む）で開催できます。
- ・通常は2時間程度の内容ですが、30分の短縮版も可能です。
- ・一般のセレモニーホールを利用した開催もできます。
- ・終了後は、報告書を提出してください

関連書式 47

詳細 資料編 36

《講座についての問合せ先》

生活クラブ葬祭サービス 0120-098-325（24 時間受付・年中無休）

【3】居場所とつながりをつくる

（1）Tハウス

①Tハウスについて

Tハウスの「T」はお茶のT、たすけあいのTです。Tハウスは誰もが安心して集い、気軽に相談できる居場所です。暮らしの中の「ちょっと教えて」「困ったな」について話を聞き、一緒に考えます。寄り添って、分かる人や機関につなげます。

- ・Tハウスはよりそいサポーター1人以上でスタッフも含めてグループで活動し、支部と連携(協働)します。
- ・支部は「Tハウス設置申請書」「設置時補助申請書」「Tハウス開催報告書兼補助申請書」が提出された際には、確認します。情報共有を図り、Tハウスが拾い上げた「つぶやき」から社会課題を見出し、行動することで社会を変えていくこと（ソーシャルアクション）こそが、生協として私たちが居場所をつくるもう一つの意義でもあります。
- ・Tハウス設置時補助（新設時上限 5,000 円）、開催時補助（上限 3,000 円/月）があります。

関連書式 43（支部は提出時の確認必須） 詳細はエコロガイドブックへ

②よりそいサポーター

よりそいサポーター養成講座を修了した組合員のことで、「Tハウス」を開催、運営します。また、「困ったな」「あったらいいな」「ちょっと教えて」などの相談にのり、解決策の分かる人や機関につながります。よりそいサポーターは問題解決する人ではありません。当事者と地域をつなぐ接点を作る人、つなぎ役です。そして、つなぎっぱなしではなく、(機関や人に)つながったかどうかを見守ります。

③よりそいサポーター研修と支部との連携

- ・全体でTハウス連絡会（よりそいサポーター現任者研修と交流会）を開催します。
- ・ブロック内のよりそいサポーター交流会・研修会を開催できます。
- ・よりそいサポーターが呼びかける、Tハウス開設や運営の課題解決のための会議に、会議費(茶菓子代、印刷代等上限1,000円/月)、会場費、交通費を補助します。

関連書式 44 **詳細 資料編 37**

（2）エコロカフェ

地区・支部・ブロック・専門委員会はエコロ予算の地域福祉創設費を使って、エコロカフェを開催できます。エコロカフェでは地域の課題を見つけ、課題解決に向けて、地域の人たちも含めて気軽に話し合います。エコロカフェを通して、災害時や困ったときに助け合える関係を地域に作りましょう。

関連書式 48

【4】共に考え行動する

（１）自治体との見守り協定

- ・自治体と協定をすることで地域の組合員や配達職員による見守り機能の充実を図ります。
- ・「誰もが安心して、住み続けられる地域づくり」の実現のため、地域における住民同士のお互いさまによる助け合いを基に、地域内の見守り機能の充実を図ることを目指します。
- ・支部を主体にした活動として、「エコロカフェ」や地域協議会等のテーマとして話し合う中で、地域の見守り機能の必要性を確認し自治体への働きかけを行います。締結後、各自治体で開催される連絡会等へは、支部メンバーが出席することが原則です。各支部の活動は、ブロック会議（またはエコロ福祉委員会）を通じて、たすけあい政策委員会で情報共有します。
- ・協定に関する行政との手続きについては、支部がブロック事務局と連携して行います。協定締結の判断はブロック会議とし、役員による「協議・決裁書」事項で承認します。理事会には「総務報告」で情報共有します。

（２）高齢者・障がい者のための相談窓口（リーガルサポート）

- ・組合員の困りごとに対して専門家へつなげる相談窓口を生活クラブ共済連に設置しています。
- ・組合員と家族で高齢者・障がい者の方からの、成年後見人制度・財産管理・介護契約・サービス不服申立・遺言作成等に関する相談を受け付け、生活クラブと連携をとる埼玉弁護士会の担当弁護士を紹介します（弁護士相談は有料）。

受付：毎週木曜日 10：00～16：00 電話番号 03-5285-9031

5. 福祉事業（わ〜くわっく）

【1】わ〜くわっくの定義と理念

〈第45回総代会決定「わ〜くわっく」定義・理念〉

定義

- ・誰もが当事者として自分らしく生きること。サポートする人もされる人も、どんな立場でも「その人らしさ」が尊重される福祉事業が“わ〜くわっく”です。
- ・誰もが自分らしく生きることを大切に、どんな時も「当事者の気持ち」に寄り添い、共に考え行動するところです。

理念

- ・エコロ制度を通じて創り出した「おたがいさまのたすけあい」を基盤とし、組合員がしあわせに暮らし続けられるサステナブルな社会を、「生活クラブ福祉・たすけあい8原則」をもとに“わ〜くわっく”によって実現します

【2】わ〜くわっくについて

わ〜くわっくの様子は単協HPから見るができます。

見学の問合せ・申込みは本部福祉推進部 048-424-2763 まで。

(1) 「わ〜くわっく北本」(居場所事業)

北本生活館において生活クラブ埼玉が、福祉事業「みんなの居場所 わ〜くわっく北本」を行っています。運営は「特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ てとて」に委託し、飲食提供・ミニデイ・教室・親子のひろばなどを実施しています。

新規居場所事業開発や、ワーカーズ・コレクティブてとて独自事業と協同し、地域に貢献することを目指しています。

- ・社会課題や解決のための提言を発信し、研修受け入れなど、福祉に関わる人材の育成にも取り組んでいます。
- ・「わ〜くわっく北本」の見学ができます。(2時間を目安)

関連書式 49

(2) 「デイホームわ〜くわっく」(介護保険事業)

「デイホームわ〜くわっく」は、高齢、障がいがあっても、今まで通りの暮らし方をしたいという組合員の想いで、1995年8月組合員の利用事業として始まり、2001年から介護保険事業に参入しました。

- ・地域に住む生活者が、その地域で必要なサービスをつくり、自分たちで運営し、さらに自分たちが利用する市民参加型の福祉事業を目指してきました。
- ・2019年4月より、「わ〜くわっく狭山」「わ〜くわっく草加」共にCCSが事業主体となりました。地域福祉の拠点となり、介護保険事業を中心とした事業運営を進めています。

① 「わ〜くわっく狭山」

ワーカーズ・コレクティブひだまりが運営し、介護保険(通所・居宅)事業を実施しています。

② 「わ〜くわっく草加」

NPO法人ひまわりが運営し、介護保険(通所・居宅)事業、生活サポート事業を実施しています。

(3) わ〜くわっく「花グループ館」(草加市介護予防・日常生活総合事業通所型サービスB)

2017年4月より草加市より介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービスB)の事業指定を受け開所しています。草加支部くらぶルームで実施し、組合員活動で運営されています。毎週金曜日にお茶会などを行っています。

6. エッコロ福祉委員会の活動

ブロックに設置するエコロ福祉委員会は、ブロック内でのたすけあい活動を担い、総代会およびブロック大会議案書に則り、たすけあい政策を実行します。

- (1) エッコロ制度の周知、加入促進、利用推進
- (2) 共済(ハグくみ、CO・OP共済)の周知、加入促進、利用推進
- (3) Tハウスの設置推進、情報共有
- (4) 地域課題の発見、共有、解決に向けた活動および交流、学習、研修等の実施

- (5) わ〜くわっくの周知、利用促進
- (6) 支部や連が実施するたすけあい活動のサポート
- (7) エッコロ事由審査
- (8) その他政策実行に必要な活動

1. ブロック補助・全体補助（負担）とは

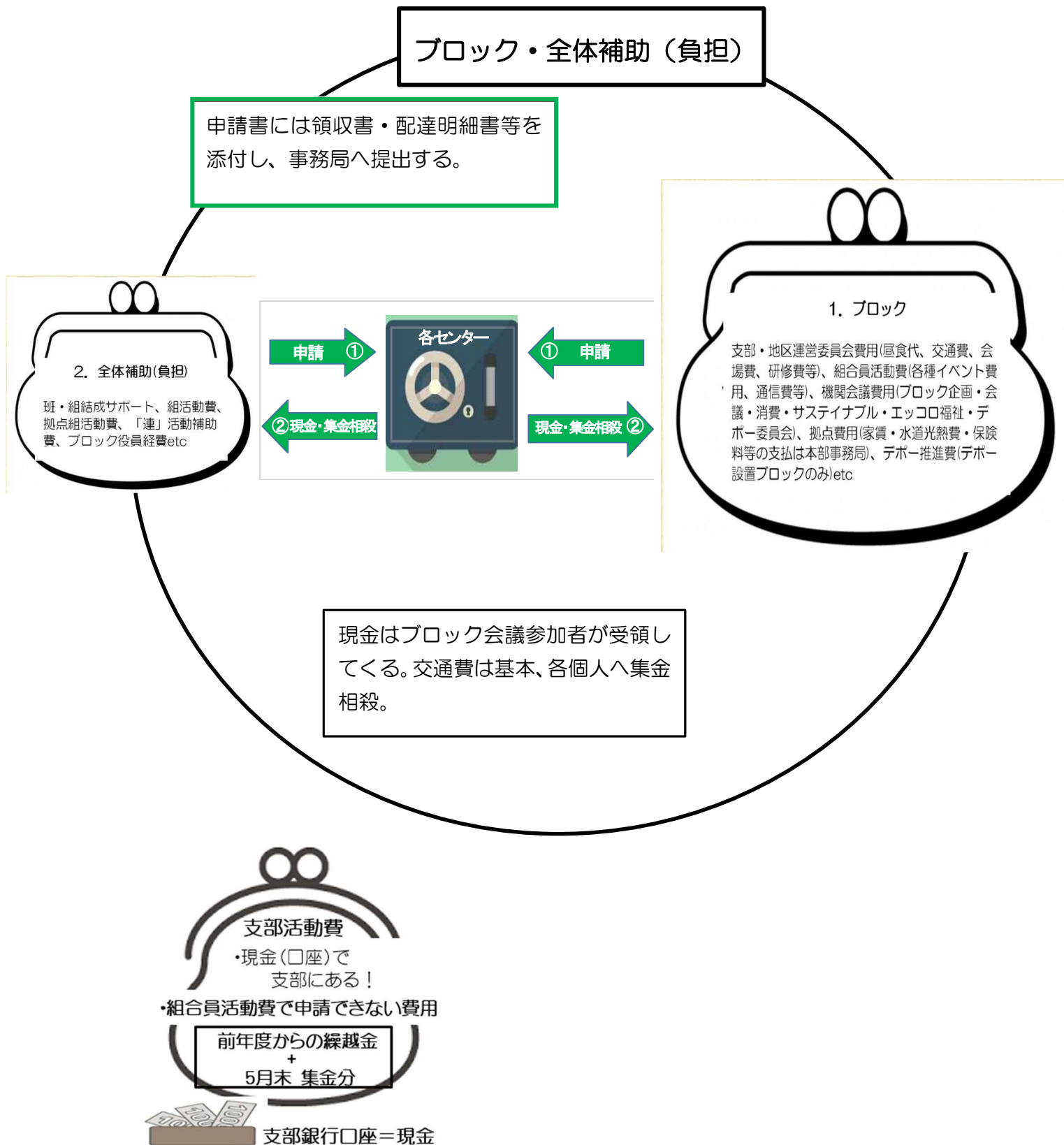
＜狭山ブロックルール_2022.02＞

生活クラブ生協の活動を行うにあたり、ブロック・全体から補助される活動費があります（下記以外にも、年度途中でブロック会議・理事会からの提案で補助されるものもあります）。

【組織活動のブロック補助・全体補助（負担）】

区分	項目	補助内容	適用条件
狭山 ブ ロ ッ ク	地区・支部大会会全額 場費		領収書添付
	地区・支部運営委全額 員会会場費		領収書添付
	支部での各委員会全額 の会場費		領収書添付
	支部運営委員会 実額補助 交通費・昼食費（交通費 3,000 円以上は領収書添付）		・昼食費は領収書添付 ・徒歩・自転車には払わない
	支部運営委員研修 日帰り 交流会費(上限 3,000 円/人) 交通費、会場費、昼食費全額 宿泊 宿泊費(上限 10,000 円/人) 交通費、会場費、昼食費全額		・2月～5月末までの研修に限る（2022 年度はコロナ禍を踏まえ通年で可）。 対象は、支部運営委員と運営委員会 が必要と認めた組合員 ・開催にあたっては開催2週間前まで に申請書を、開催1週間後までに報 告書を各ブロック事務局に提出する こと。見学を兼ねた研修は対象外
			ブロック書式
	組合員活動費	拡大・利用結集・まちづくり活動・組 織運営に対して、支部供給高をベース に毎年のブロック会議で決定した金 額を限度額として実費補助	領収書を添付 ・内容が分からない費用、人件費的な費 用、くらぶルーム費用は認めない 関連書式 60
	チャレンジ予算	支部・連等の活動の費用補助 ・それぞれの組織予算で賄うことが できないものに活用する。 ・ブロックの予算は 30 万円。	・ブロック会議へ提案し承認を得る ・ブロック会議は理事会へ企画書とし て提出
	くらぶルーム	初期開設費用 月々の維持費用(限度額右記)など	・支部内設置数に関係なく前年度支部 供給高の 1.0%
	くらぶメゾン(支 部占有スペース)	月々の維持費用(限度額右記)など	・前年度支部供給高 1.0%

区分	項目	補助内容	適用条件
全 体	拠点組活動費	右記条件を満たしている拠点に設置されている全ての組に対して組供給高の 0.5%	・実利用 25 人以上の組×2 つ以上設置されている拠点(生活館・くろぶルーム)
	班・組結成サポート	班・組を新規結成した際、その準備にかかる経費(受け取り容器・はかりの購入実費など)を補助	・新規加入者あるいは個別配送からの移動者を含む 4 人以上で新班結成の場合、上限 10,000 円 ・新規に 15 人以上で組を結成した場合、組運営のスタート準備経費 上限 40,000 円 関連書式 4
	組活動費	実利用 15 人以上、月利用高の 1.5% 実利用 25 人以上、月利用高の 2.0%	・組として申請している 関連書式 4
	ブロック役員に対する費用実費弁済	活動にかかる費用実費全額・委任料	・ブロック役員経費として申告する
	理事に対する費用実費弁済	活動にかかる費用実費全額・委任料	理事経費として申告する
	監事に対する費用実費弁済	活動にかかる費用実費全額・委任料	監事経費として申告する
	連活動補助費	年度上限 10,000 円 申請金額は代表者の口座に 5 月の集金相殺で支払われる	・組合員 3 名以上、12 月末までに支部委員会承認を受けたグループ ・領収書添付：実費 補助費申請期間 2 月～3 月 関連書式 9



※他にブロック予算で補助が提案されることもあります。

※たすけあい関連の補助については資料編 37 を参照してください。

2. 2022 年度組合員活動費マニュアル

【1】組合員活動費＜狭山ブロックルール_2022.02＞

（1）限度額

申請して受け取ることができる金額は、各支部の組合員活動費限度額までです。組合員活動費限度額は、毎年 12 月頃を目途にブロック会議で、供給高をベースに翌年度の各支部金額を決定します。支部はブロック会議で決定した金額の範囲で申請してください。

2022 年度より新規加入者対応費を廃止しますので、その分も含めた金額を組合員活動費として配分します（統一版書式「新規加入者対応費申請書」も狭山ブロックでは使用しません）。

※組合員活動費限度額は、毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日の期間で締め切り、年度末に組合員活動費限度額に申請残高があっても次年度へは繰り越せません。

（2）申請できる費用

組織拡大活動、利用結集活動、まちづくり活動、たすけあい活動、組織運営に関係するすべての費用を申請することができます。

料理講習会費用（材料費、会場費、講師謝礼、紙コップやラップなど）、学習会や講演会の費用（会場費、講師謝礼、資料代、昼食費など）、会議の資料のコピー代、研修参加費、会議の茶菓子（消費材の試食を含む）、通信費、交通費（公共交通機関を利用した場合の実費）など。

（3）申請できない費用

前年度分の費用、人件費的な費用、くらぶルームの費用、自転車や徒歩に対する交通費、販売目的で購入した費用、全体負担されるもの。

※まつり等の販売目的で購入した消費材などについては、支部・地区活動費の中から支払う。

【2】申請方法と支払方法 ＜狭山ブロックルール_2022.02＞

各支部は、組合員活動費申請書（書式 60-1）を作成し、領収書を添付して毎月ブロック事務局（各センター）に提出してください。現金で支部運営委員会に支払われます（職員が申請書を受け取り、次月運営委員会時に支払うか、ブロック会議時に支払う）。ただし、交通費（書式 60-2）については、集金時に指定組合員の共同購入代金の引落とし金額と相殺して支払われます。

申請書（書式 60-1）は、支出がない月も 0 円を記入して提出してください。

（1）申請書の書き方 A～I は申請書の欄を表します。詳細は資料編 39 をご覧ください。

A：支部名、代表者を記入し、代表者が押印してください。実際に申請書（書式 60-1）を作成するのは会計を担当している委員という場合が多いと考えられますが、代表者は支部代表（支部運営委員長）とし、支部代表（支部運営委員長）が確認するという意味で押印をしてください。

- B：限度額の欄には4月に組合員活動費補助限度額を記入し、5月以降は、前月の繰越金額を記入してください。
- C：日付は領収書と一致させてください。
- D：活動内容、企画名、摘要欄はいずれも空欄のないように記入してください。
- E：「食品」と「食品以外」（酒類・外食含む）に分けて記入し、その合計を支出計として記入。領収書の番号と一致させてください。
- ☆組合員活動費補助限度額を超過した場合は、現金申請超過分でマイナス計上してください。
- F：支出の合計額を計算して記入（「食品」・「食品以外」それぞれの合計も）してください。
- G：交通費は、別途とりまとめた交通費申請書（集金相殺用：書式 60-2）の合計額を集金相殺の欄に記入してください。
- H：集金相殺の合計額を計算して記入してください。
- I：FとHを転記し、その合計額を記入してください。

（2）領収書についての注意

- ①組合員活動費申請書（書式 60-1）に記載した支出については、領収書添付が必須。領収書のないものは申請できない。
- ②領収書は総額ではなく、内訳のわかるものとする。また、領収先の住所・氏名が記載されていることが必要。
- ③個人的な買い物とは別の領収書とする。
- ④生活クラブの消費材を使用する場合、できるだけ支部や地区のOCRを使い、その配達明細書または引落通知書を領収書として使用する。組合員の配達明細書または個人引落通知書を使用する場合は、使用したものがわかるように印をつけて内訳がわかるようにする事。
- ⑤領収書類は、A4の別紙に組合員活動費申請書（書式 60-1）に記載した領収書番号と同じ番号を書き、順に並べて貼付して組合員活動費申請書に添付する。

詳細は資料編 39 をご覧ください。

（3）交通費の申請について

- ・交通費を申請する場合は、「交通費（集金相殺用）申請書（書式 60-2）」を添付する。
- ・「交通費（集金相殺用）申請書」には、参加した各組合員に経路と利用交通機関（バス、電車、自家用車など）及び交通費（往復代金）を記入してもらう。
- ・活動費申請書（書式 60-1）には、交通費を申請する人全員の合計額を記入する。

（4）通信費の申請について

- ・通信費申請書（書式 60-3）は一人1枚作成し、支部名、地区名、名前を記入し、押印する。
- ・通信費の額は、固定電話・携帯電話は1分の通信につき20円、ファックス・メールは1通の通信につき20円、データ量に上限がある回線（モバイル回線）を使用した場合は1分の通信につき10円として使用数を掛けて料金を計算し、合計額を記入し申請する。
- ・活動費申請書（書式 60-1）には、通信費を申請する人全員の合計額を記入する。

3. マイナンバー制度に伴う「講師料・謝礼」の取り扱いについて

【1】学習会・講演会・講習会等の講師への対応

- (1) 学習会等の個人への講師謝礼に対しては源泉所得税が発生します。支部・ブロック・全体・その他(連・エコロひろば等)で開催する学習会等で講師依頼をする際は、先方に個人 or 法人として講師を受けるのかを確認のうえ、個人に対して講師謝礼を支払う際は源泉所得税を含んだ領収書を受け取るようにして下さい。(詳細は【2】の「-講師料・謝礼が発生する際の処理方法-」参照)
- (2) 毎年、本部総務部にて年始に支払調書を作成し税務署へ提出しています。講師一人一人の年間講師料の金額によって支払調書が必要になる場合と不要になる場合が発生します。マイナンバーの取得が必要となる場合は、総務部より講師等本人に連絡を取り、マイナンバーのコピー・本人確認書類の返送等の依頼対応をしていきます。

【2】講師料・謝礼が発生する際の処理方法について ー

学習会や講演会・講習会を開催し、個人に講師料・謝礼を支払う時は源泉所得税を加算した領収書の発行が必要です。ただし、団体や企業に対して講師料などの謝礼を支払う場合は源泉所得税の対象となりません。

(1) 領収書を作成する際の注意

- ①講師料などの謝礼とは別に交通費が発生する場合は、別途領収書を発行して下さい。
- ②源泉所得税は、生活クラブの負担となります。
- ③講師料などの謝礼を個人に支払う場合は、領収書に記載する「総額」には、源泉所得税や消費税などが含まれていますので、実際に支払う金額とは異なります。
- ④企業や団体に対して講師料などの謝礼を支払う場合は源泉所得税の対象となりませんので、実際に支払う講師料のみを記載した領収書を使い、金額を渡します。

(2) 領収書記入例

個人に渡す時の領収書記載例：講演会講師料として 10,000 円を支払う

- ・開催日の日付
(または講師が講師料を受け取る日付)
- ・宛名は「生活クラブ生活協同組合」
- ・金額は、源泉所得税を含んだ金額を記入する。
(実際に渡す金額は 10,000 円)
- ・但書きは、「●●講演会講師料として」と記入
- ・講師に直筆で、住所・氏名・電話番号を記載してもらう(印鑑があれば尚、良い。)

※記載金額については、別表の「報酬金額(源泉所得税) 早見表」を参照のこと

領 収 書	2020年4月1日
生活クラブ生活協同組合 様	
¥11,137-	
但 ごみ環境講演会講師料として	
上記正に領収いたしました さいたま市南区別所5-1-11 生活 花子 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

(3) 組合員活動費で申請する際の記入方法

- ・講師料として源泉税を含んで記載してください。
- ・その下段に源泉所得税を「マイナス」で記載してください。(マイナスは▲で記入)

2020年度4月分組合員活動費申請書					
(生活)支部運営委員会		代表者: 〇〇			
		※14年度 上期・下期		限度額	
		月繰越分			
		合計			
※4月・10月分申請書に記入(上期・下期どちらかに〇)					
<現金申請>					
日付	活動内容	企画名	摘要	支出	番号
4/1	まちづくり	ゴミ環境講演会	講師料(生活 花子)	11,137	①
4/1	まちづくり	ゴミ環境講演会	源泉所得税(生活 花子)	▲ 1,137	①
現金申請計				10,000	

① 領収書 2020年4月1日

生活クラブ生活協同組合 様

¥11,137-

但 ゴミ環境講演会講師料として

上記正に領収いたしました

さいたま市南区別所5-1-11

生活 花子

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

報酬金額(源泉所得税) 早見表

報酬支払金額	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000
領収書金額	1,113	2,227	3,341	4,454	5,568	6,682	7,795	8,909	10,023	11,137
源泉所得税	113	227	341	454	568	682	795	909	1,023	1,137

報酬支払金額	11,000	12,000	13,000	14,000	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000
領収書金額	12,250	13,364	14,478	15,591	16,705	17,819	18,933	20,046	21,160	22,274
源泉所得税	1,250	1,364	1,478	1,591	1,705	1,819	1,933	2,046	2,160	2,274

支払金額	21,000	22,000	23,000	24,000	25,000	26,000	27,000	28,000	29,000	30,000
領収書金額	23,387	24,501	25,615	26,729	27,842	28,956	30,070	31,183	32,297	33,411
源泉所得税	2,387	2,501	2,615	2,729	2,842	2,956	3,070	3,183	3,297	3,411

支払金額	31,000	32,000	33,000	34,000	35,000	36,000	37,000	38,000	39,000	40,000
領収書金額	34,525	35,638	36,752	37,866	38,979	40,093	41,207	42,320	43,434	44,548
源泉所得税	3,525	3,638	3,752	3,866	3,979	4,093	4,207	4,320	4,434	4,548

支払金額	41,000	42,000	43,000	44,000	45,000	46,000	47,000	48,000	49,000	50,000
領収書金額	45,662	46,775	47,889	49,003	50,116	51,230	52,344	53,458	54,571	55,685
源泉所得税	4,662	4,775	4,889	5,003	5,116	5,230	5,344	5,458	5,571	5,685

支払金額	55,000	60,000	65,000	70,000	75,000	80,000	85,000	90,000	95,000	100,000
領収書金額	61,254	66,822	72,391	77,959	83,528	89,096	94,665	100,233	105,802	111,370
源泉所得税	6,254	6,822	7,391	7,959	8,528	9,096	9,665	10,233	10,802	11,370

4. 「電子帳簿保存法」改正に伴う経費精算について

2022 年 1 月 1 日より、改正「電子帳簿保存法」が施行されます。現在、メール・WEB 等により電子データで受領した書類（領収書・請求書等）は「電子保存(データ保存)」と「紙保存」のどちらも認められていましたが、改正により 電子データで受領した領収書・請求書等を紙に印刷して保存することは認められず、電子データ（PDF 等）保存のみが原本として認められるようになります。

(1) 電子帳簿保存法における「電子取引」の定義

- ・電子取引とは、取引情報（取引に関して受領又は交付する請求書、領収書、注文書、契約書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう）の授受を電磁的方法（①～⑧参照）により行なう取引をいいます。

- ①電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDF ファイル等）を受領した場合
- ②自らが請求書や領収書等のデータ（PDF ファイル等）を発行した場合
- ③インターネットの HP から領収書や請求書等をダウンロード・スクリーンショットした場合
- ④電子請求書や電子領収書等の授受に係るクラウドサービスを利用した場合
- ⑤クレジットカードの利用明細データ、交通系 IC カード（ETC など）による支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ
- ⑥EDI（受発注・決済などを電子情報で行なう取引）システムを利用した取引
- ⑦ペーパーレス化された FAX による取引
- ⑧請求書や領収書のデータを DVD 等の記録媒体を介して受領する場合

- ・身近な具体例として、インターネットの販売サイト等での物品購入（Amazon、アスクルなど）やネットプリント（プリントパックなど）、クレジットカードの WEB 明細等が該当します。また、請求書・領収書等を郵送するのではなく、メールで送受信する場合も電子取引に該当します。
- ・電子取引データの保存要件に則ってデータ管理がなされていない場合は「国税関係書類の帳簿保存義務を果たしていない」と見なされ、税務調査で指摘・是正を受ける可能性があるため、経費精算（申請）に際して、添付する領収書等の原本が電子データの場合は、以下の運用で申請をお願いします。

(2) 電子取引データの経費精算（申請）について

- ①経費精算に際しては、従来通り電子データ（領収書等）を紙にプリントアウトして添付して申請してください。
- ②原本である電子データについては、担当事務局に「いつ（経費申請日）」「誰の（申請者）」「何の（経費申請内容）」がわかるようにデータを提出（事務局メールアドレス等へ）してください。

事務局メールアドレスは担当事務局（センターは事務局長）にお問合せください。USB 等に保存したデータを直接、事務局に持ってきていただいても構いません。

<例 1>

- ・経費申請日：2022 年 1 月 5 日
- ・申請者：生活 花子
- ・申請内容：ブロック役員経費 12 月分の Amazon で購入した書籍の 1,000 円の領収書

<例 2>

- ・経費申請日：2022 年 1 月 10 日
- ・申請者：〇〇支部
- ・申請内容：〇〇支部組合員活動費 12 月分のプリントパックで注文した拡大チラシ印刷代 50,000 円をカード決済した時の領収書・利用明細等

③電子データ提出時のファイル種類

- *PDF ファイル等をダウンロードできる場合は、PDF ファイルを提出してください。
- *PDF ファイル等にダウンロードできない場合は、WEB 上に表示される領収書等を PDF ファイルに変換するか、スクリーンショットした画像データを提出してください。
- *上記の方法でデータ提出ができない場合は、WEB 上の表示画面を事務局メールに転送してください。

④コンビニ支払い、代金引換えの支払い分について

- *電子取引（ネット通販等）で購入したもので、支払いがコンビニ支払いや代金引換え等のものについては、支払った際の領収書で経費精算できますので、別途、電子データを提出する必要はありません。

アースメイド野菜.....	32
あっぱれ育ち.....	32
甘夏みかん消費地交流会.....	37
アルバムカフェ.....	25
安心よやくらぶ.....	32
イベント保険.....	24
運動グループ.....	18
映画「遺伝子組み換えルーレット」.....	43
SNS利用についての留意点.....	29
SDGs.....	6
エッコロ基金	51
エッコロさん.....	50
エッコロ制度	49
エッコロ福祉委員会.....	60
NPプログラム	55
FEC 自給圏.....	6
L's(エルズ)選定品.....	32
大人の学校.....	19
オンライン生産者コラボ企画.....	22
拡大チラシ・拡大サンプル.....	25
カタログ回収.....	45
COMEONかもん.....	4
監事会.....	13
議案書.....	10
機関紙.....	26
キャラバン.....	24
キャラバンカー.....	24
協同組合.....	2
共同購入（利用結集）活動.....	30
共同購入ワーカーズ.....	13
共同班.....	8
組 8.....	
組合員の形態.....	8
くらぶメゾン.....	16
くらぶルーム.....	16
クリーンアップ大作戦.....	22

グリーンシステム.....	45
グリーンファンド秋田.....	46
クリスマス正月用消費材試食会.....	35
原発のない社会を目指す活動.....	45
合成洗剤をやめていのちと自然を守る埼玉連絡会.....	44
CO・OP火災共済学習会.....	55
CO・OP共済.....	52
子ども食堂	56
個配.....	8
コミュニティアクラブ埼玉（CCS）.....	20
米消費地交流会.....	36
埼玉県市民ネットワーク.....	19
埼玉ワーカーズ・コレクティブ連合会.....	18
サステナブル フェス！.....	21
三富（さんとめ）協同村.....	17
GMOフリーゾーンサポーター宣言.....	43
GM ツリーの図.....	43
GMナタネ自生調査.....	43
GMフリーゾーン宣言.....	43
自主運営・自主管理.....	3
自主基準.....	31
試食会.....	35
自然エネルギー.....	45
自然エネルギー基金助成.....	46
支部.....	9
支部運営委員研修.....	11
支部大会.....	10
シャボン玉月間.....	43
10のThink & Act.....	5
出資・利用・運営.....	4
省エネ講座.....	46
紹介活動.....	25
消費委員会.....	32
消費材.....	30
消費材意見要望（旧 消費材開発改善要望）.....	40
消費材 Step Up 点検.....	38

食育講座.....	38	大試食会（生産者 10 団体以上）.....	37
食と環境カレッジ.....	25	大豆一粒運動.....	43
食肉学習会（豚肉、牛肉、鶏肉）.....	36	たぐいまれ.....	32
新・おしゃべりキッチン.....	36	たすけあい活動.....	48
新規加入者対応.....	24	たすけあいグループ.....	51
ストップ遺伝子組み換え（NON-GM）運動.....	42	単位生協（単協）.....	2
3R.....	45	地域協議会.....	20
生活館.....	16	地区.....	9
生活館運営委員会.....	17	地区・支部運営委員会.....	11
生活館協議会.....	17	地区大会.....	10
生活クラブ運動グループ宣言.....	20	中期計画.....	7
(株)生活クラブエナジー.....	46	提案書.....	10
生活クラブFPの会.....	53	Tハウス.....	58
生活クラブ共済「ハグくみ」.....	52	展説車.....	24
生活クラブでんき.....	45	デポー.....	17
生活クラブ 2030 行動宣言.....	6	デポー（店舗）組合員.....	9
生活クラブのエネルギー 7 原則.....	42	デポーワーカーズ.....	13
生活クラブの消費材 10 原則.....	30	電気の学習会.....	46
生活クラブの情報媒体.....	26	でんき Life Book.....	46
生活クラブの福祉・たすけあい 8 原則.....	48	展示説明会.....	24
生活クラブフードバンク	57	展示即売会・内覧会.....	40
生活宣言.....	5	トラスト運動.....	44
生産原価保障方式.....	30	どんぐりヤマ.....	17
生産者見学会.....	37	仲間づくり.....	21
生産者交流会.....	35	ニュース・チラシ.....	26
生産者コラボ企画.....	24	はればれ育ち.....	32
専従職員.....	13	ピースアクション.....	47
全体補助（負担）.....	62	バイオサポーター養成講座.....	39
葬儀学習会・見学会	57	バイオサポ基礎講座.....	39
創作昆虫ムシボット.....	22	ビジョンフード.....	32
総代.....	13	ビジョンフードよやくらぶ.....	32
総代会.....	13	ひとことカード.....	4
SSカフェ（ソーシャルカフェ）.....	55	一人一票.....	3
ソーシャルメディア利用についての留意点.....	29	Facebook グループ生活クラブ埼玉組合員サイト.....	27
組織.....	7	豚加工肉学習会.....	36
組織の協業と分業.....	14	ブロック.....	12

ブロック総代.....	13	森と水の実行委員会.....	44
ブロック大会.....	13	結 9	
ブロック補助（負担）.....	62	有償サンプル.....	35
平和と民主主義の社会をめざす活動.....	47	予約（食べる約束）.....	30
報告承認.....	10	よりそいサポーター.....	58
ほめ＊ほめ子育てトレーニング	56	ライフプラン講座.....	53
まちづくり活動.....	18	理事会.....	13
まちづくり方針.....	20	R（リターナブル）びん.....	45
まつり.....	37	連 18	
見守り協定.....	59	わ〜くわっく.....	59
ムシボット.....	22	わかって食べる人.....	32
メールマガジン.....	26	若者おうえん基金	57



生活クラブ埼玉 HP の「組合員メニュー（スマホは右上 MENU）」

⇒ 「活動ツール」 ➤ 「2022 年度活動ハンドブック」

NO	資料
組 織 活 動	
1	協同組合原則（ICA 声明）
2	OCR・eくらぶを使ったアンケート
3	10 の Think&Act
4	第 7 次中期計画ダイジェスト版
5	「組」運用規定
6	拠点ルール・補助等 → ブロック編へ移行
7	三富協同村構想
8	組合員活動支援制度「連」
9	ワーカーズ・コレクティブ
10	市民ネットワーク
11	大人の学校 講座メニュー
12	生活クラブ運動グループ宣言
13	イベント保険
14	新規加入者対応に関する費用補助
15	生産者コラボ企画
16	イベントマニュアル
17	アルバムカフェ
18	生活クラブの広報媒体一覧
19	Facebook グループ 組合員サイト
20	プレスリリース例文
21	ソーシャルメディア利用の留意点
共 同 購 入 活 動	
22	生活クラブの消費材 10 原則
24	食肉類の食中毒予防マニュアル
25	おしゃべりキッチン手引き
27	展示即売会マニュアル
28	消費材事故・クレーム対応比較表

NO	資料
サ ス テ イ ナ ブ ル 活 動	
29	生活クラブのエネルギー 7 原則
30	生活クラブでんき推進のための資料
31	省エネ講座
た す け あ い 活 動	
32	生活クラブの福祉・たすけあい 8 原則
33	生活クラブ共済ケアサービス
34	ライフブラン講座
35	CCS 講座メニューと補足
36	葬儀学習会・見学会
37	たすけあい活動補助一覧
38	エココ基金実施要項
会 計	
39	活動費関連書式 記入例
ブロック毎で異なる資料/書式は、 ブロック編(WEB)で確認してください。	

各項目の詳細資料を HP に掲載しています。紙資料を希望の方は事務局にお問い合わせください。



生活クラブ埼玉 HP の「組合員メニュー（スマホは右上 MENU）」

➤ 「活動ツール」 ➤ 「2022 年度活動ハンドブック」 ➤ 「書式編」

※頁は、活動ハンドブック本冊の主な該当ページを指します。

NO	書式名称	頁
組 織 活 動		
1	活動参加名簿	-
2	ひとことカード（2022 年度新版）	4
3	注文書のアンケート調査申請書	5
4	班・組 設置・解散 関連書式	8
5	大会完了報告書	10
6	報告書・提案書・運営委員会報告書	10
7	年間活動計画表 書式	12
8	拠点活動 関連書式 くらぶルーム中期計画書(旧 2 ヶ年)、 補助費申請書等は「ブロック編」	16
9	「連」 関連書式	18
10	W.Co 見学研修等依頼書・準備会結成届	18
11	イベント保険申請書&報告書	23
12	新規加入者の集い・説明会報告書	24
13	アルバムカフェ報告書式	25
14	HP 情報掲載・メルマガ配信依頼書	26
共 同 購 入 活 動		
20	利用促進イベント計画シート	35
21	生産者交流会関連書式	35
23	食育講座申込書	38
24	ピオサボ講座 関連書式	39
25	展示即売会 関連書式	40
26	消費材への意見・要望集約表	40

NO	書式名称	頁
サ ス テ イ ナ ブ ル 活 動		
30	GM フリーゾーン登録用紙	43
31	遺伝子組み換えルーレット上映申込	43
32	森と水の出前講座申込書	45
33	でんきの共同購入学習会 関連書式	46
36	さんとめどんぐりヤマ 関連書式	17
た す け あ い 活 動		
40	たすけあいグループ 関連書式	51
41	CO・OP 火災共済学習会 関連書式	55
42	ライフプラン講座 関連書式	53
43	Tハウス 関連書式	58
44	よりそいサポーター 関連書式	58
45	子育て支援講座 関連書式	55
46	子ども食堂等届け出用紙	56
47	葬儀学習会・見学会 関連書式	57
48	地域コミュニティづくり予算執行報告書	58
49	わ〜くわっく北本見学申込書	60
50	エコロ基金 助成申請書・請求書	51
51	若者おうえん基金交流会 申請書	57
会 計		
60	組合員活動費 申請書式	65
61	新規加入者対応費用 申請書式	65
ブロック毎で異なる資料/書式は、 ブロック編（WEB）で確認してください。		

各書式を HP に掲載しています。紙資料を希望の方は事務局にお問い合わせください。

ブロック地図とセンター所在地



本部	333-0857	川口市小谷場 206	☎048-424-2763 fax048-424-2796
コールセンター		同上	☎048-423-7991
狭山センター	350-1328	狭山市広瀬台 2-12-28	fax 04-2955-8777
所沢センター	354-0045	入間郡三芳町大字上富 474-2	fax 049-259-5817
川口センター	333-0857	川口市小谷場 206	fax 048-424-5386
越谷センター	343-0844	越谷市大間野町 1-21-2	fax 048-988-3913
大宮センター	337-0004	さいたま市見沼区卸町 1-18	fax 048-686-8160
熊谷センター	360-0012	熊谷市上之 781-1	fax 048-525-6851

(2022 年 2 月末現在)